

令和6年度 木造住宅振興に対する関連予算・助成制度

項目	概要
都道府県	北海道
市区町村	旭川市
問い合わせ先	
担当部署	建築部建築総務課
電話番号	0166-25-9708
事業名	旭川市地域材活用住宅建設補助事業
事業の概要	北海道の木材を使用した高性能住宅を新たに取得する方に対して、その費用の一部を補助します。 対象住宅 ・旭川市内に新築する戸建住宅(建売住宅を含む)で、高性能の認定を受けた住宅かつ15m³以上の地域材(道内産かつ道内加工の木材)を使用した住宅 ・旭川市内に本店を置く事業者が施工する住宅 ・令和6年4月1日以降に工事が完了する住宅 対象者 ・新築する住宅の発注者又は買主 ・交付申請を行うまでに、対象住宅に住民登録を行う者 ・同居する世帯員に、550万円の所得を超える者がいない者 ・市税の滞納がない者 補助金額(100万円から最大500万円) ・基本額 100万円(道内産かつ道内加工の木材を15m³以上使用) ・加算額 50万円(道内産の木材のうち、旭川産材かつ上川管内加工の木材を5m³以上使用) 100万円(道内産の木材のうち、旭川産材かつ上川管内加工の木材を10m³以上使用) 150万円(道内産の木材のうち、旭川産材かつ上川管内加工の木材を15m³以上使用) 200万円(道内産の木材のうち、旭川産材かつ上川管内加工の木材を20m³以上使用) 300万円(道内産の木材のうち、旭川産材かつ上川管内加工の木材を25m³以上使用) ・子育て世帯または二世帯同居の場合は、更に100万円加算 備考 ・高性能住宅とは、「ZEH」、「北方型住宅2020」、「長期優良住宅」、「低炭素住宅」等 その他詳細については、問い合わせ先まで連絡ください。

項目	概要
都道府県	北海道
市区町村	美幌町
問い合わせ先	美幌町役場
担当部署	建設部 建設課 建築グループ
電話番号	0152-77-6553
事業名	美幌町住宅リフォーム促進補助事業
事業の概要	【R6予算】 3,460万円 【内容】 美幌町に居住または居住しようとする方がリフォーム工事(工事費30万円以上)をする場合、工事費の20%(上限50万円)を補助します。 【対象要件】 ○対象者 ●本町に住所を有する方又は本町に住所を有しようとする方。 ●リフォーム工事を行う住宅の所有者であり、かつ、当該住宅に現に居住している方又はリフォーム工事完了後に居住する方。 ●過去5年間、美幌町住宅リフォーム促進補助金を受領していない方。 ○対象工事 ●住宅の増築及び改築工事。 ●壁紙の貼り替え、外壁の塗装、水回りなどの改修工事。 ●断熱化、二酸化炭素の排出が少ない設備機器の設置工事。 ●電気自動車等用の充電設備設置工事、V2H充放電設備設置工事。 ●太陽光発電設備設置工事、太陽光発電設備と接続する定置用蓄電池設備設置工事。 【実績】 補助事業開始年の平成23年度以降、1,528件の利用があります。

項目	概要
都道府県	北海道
市区町村	雄武町
問い合わせ先	
担当部署	建設水道課建築係
電話番号	0158-84-2121
事業名	雄武町快適住まいづくり促進事業
事業の概要	【事業の概要】 ○新築工事及び新築建て売り住宅については、対象床面積1㎡当たり15,000円とし、補助金の上限は200万円まで。 ただし、町外業者の施工の場合は2分の1の補助。 加算項目 ①新築工事又は住宅を購入する場合、同居する中学生以下の子供1人に対し20万円を加算。 ②オホーツク総合振興局管内認証木材を使用した新築工事の場合は、認証木材使用量1㎡当たり15,000円を加算。 【予算額】 ○40,000千円（中古住宅の購入や増改築、改修工事の補助額を含む） 【木材利用証明方法】 ○完了届提出書類に管内認証木材の出荷証明書の添付による確認。

項目	概要
都道府県	北海道
市区町村	大樹町
問い合わせ先	大樹町役場
担当部署	建設水道課建築係
電話番号	01558-6-2118
事業名	大樹でかなえるマイホーム支援補助金
事業の概要	予算額: 10,320,000円 助成条件: (1) 自ら所有し、居住する住宅等を新築し、又は購入する者であること。 ただし、当該住宅等の登記が共有名義である場合にあっては、共有名義である者のうちの1者とする。 (2) 補助金受領年度の翌年度から10年以上継続して当該住宅等に居住することを誓約する者であること。 (3) 市区町村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(料)、後期高齢者医療保険料、介護保険料、水道料金及びその他市区町村に対して納付義務のあるものに対して滞納がない者であること。 ただし、住宅等を共有名義で取得しようとする場合にあっては、共有者も同一とする。 (4) 新築の住宅等の場合にあっては、補助金の交付申請前に工事に着手していない者であること。 (5) 過去に、この条例に基づく補助金の交付を受けていない者であること。 (6) 補助を受けようとする者及び補助を受けようとする者と現に同居し、又は同居しようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

項目	概要										
都道府県	岩手県										
市区町村											
問い合わせ先											
担当部署	農林水産部 林業振興課										
電話番号	019-629-5773										
事業名	いわて木づかい住宅普及促進事業										
事業の概要	1 目的 県産木材の利用を促進するため、県産木材を使用した住宅の新築やリフォームを支援します。 2 対象者 (1)県内に自ら居住するため、金融機関から住宅ローンの貸付けを受けて、住宅を新築する方 (2)県内に自ら居住するため、県内に所有する住宅をリフォームする方 3 補助額 (1)基本額 「県産木材」の使用量に応じて補助 (2)JAS材等加算 JAS材又は森林認証材を使用した場合に補助額を加算 (3)次世代木材利用創出加算 18歳未満の子どもがいる世帯に対して補助額を加算 (補助金交付申請時点で妊婦がいる世帯も対象です。) (4)省エネ+バリアフリー加算 別事業「住みたい岩手の家づくり促進事業」による加算 4 木材利用証明方法 岩手県産材証明登録者が交付する、 産地証明書によって確認 5 予算額 30,702千円 【補助額の全体イメージ】 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">■補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【基本額】 県産木材の使用量に応じて 要件：使用量10㎡以上</td> <td>10～15万円</td> </tr> <tr> <td>【加算額】 ① JAS材又は森林認証材を使用 要件：使用する県産木材の内、JAS材等の使用量50%以上</td> <td>+ 5万円</td> </tr> <tr> <td>② 18歳以下(高校生以下)の子どもがいる世帯 (妊婦がいる世帯も対象)</td> <td>+ 10万円</td> </tr> <tr> <td>③ 住みたい岩手の家づくり促進事業※併用可、下記参照 要件：基準適合証明書の取得 新築の場合、県産木材を15㎡以上使用</td> <td>+ 10又は20万円</td> </tr> </tbody> </table> 最大50万円！	■補助金額		【基本額】 県産木材の使用量に応じて 要件：使用量10㎡以上	10～15万円	【加算額】 ① JAS材又は森林認証材を使用 要件：使用する県産木材の内、JAS材等の使用量50%以上	+ 5万円	② 18歳以下(高校生以下)の子どもがいる世帯 (妊婦がいる世帯も対象)	+ 10万円	③ 住みたい岩手の家づくり促進事業※併用可、下記参照 要件：基準適合証明書の取得 新築の場合、県産木材を15㎡以上使用	+ 10又は20万円
■補助金額											
【基本額】 県産木材の使用量に応じて 要件：使用量10㎡以上	10～15万円										
【加算額】 ① JAS材又は森林認証材を使用 要件：使用する県産木材の内、JAS材等の使用量50%以上	+ 5万円										
② 18歳以下(高校生以下)の子どもがいる世帯 (妊婦がいる世帯も対象)	+ 10万円										
③ 住みたい岩手の家づくり促進事業※併用可、下記参照 要件：基準適合証明書の取得 新築の場合、県産木材を15㎡以上使用	+ 10又は20万円										

項目	概要
都道府県	岩手県
市区町村	大船渡市
問い合わせ先	大船渡市役所
担当部署	農林水産部農林課
電話番号	0192-27-3111
事業名	地域材利用促進事業費補助金
事業の概要	気仙産材を使用して市内に住宅を新築・増改築する人に対し、建築費用の一部を助成。 1 予算額 200万円 2 助成条件 ・新築：気仙産材を5㎡以上使用すること。 ・増改築：気仙産材を1㎡以上使用すること。 ※気仙産材：大船渡市、陸前高田市または住田町のいずれかの区域内の森林から生産された木材。 3 補助額 気仙産材1立方メートルにつき1万円を乗じた額(上限50万円) 4 木材利用証明方法 岩手県産材認証推進協議会が実施する「県産材」の産地証明制度における岩手県産材産地証明書等、地域材であることを証する書類を申請または実績報告時に添付する。

項目	概要
都道府県	宮城県
市区町村	
問い合わせ先	宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号
担当部署	宮城県水産林政部林業振興課みやぎ材流通推進班
電話番号	022-211-2912
事業名	県産材利用サステナブル住宅普及促進事業(新築住宅支援)
事業の概要	宮城県では、宮城県産の木材を一定以上使用して住宅を建てる場合、費用の一部を助成しています。地球温暖化の防止や森林整備の促進、健康で快適な住まいづくりなどに大きく寄与する木材の利用を進めるため、「みやぎ環境税」を活用して実施しています。 【募集件数】 新築住宅支援: 約400件(子育て世帯又は県外からの移住世帯は約120件) 内装・木製品: 約120件(子育て世帯又は県外からの移住世帯は約60件) 【応募の要件(いずれにも該当すること)】 ・県内に自ら居住するために木造住宅を新築する方であること。 ・県税の滞納のない方であること。 ・建設現場を見学会など県産材PRの場に提供し、県産材住宅モニターとしてアンケートに協力できる方であること。 ・建築基準法における建築確認済証が交付済みであること。 【補助の対象となる住宅の条件】 ・自ら居住用とするため、県内に新築する一戸建て木造住宅であること。 ・県内に本社や支社・支店を有し、建設業法の許可を受けている業者が施工すること。 ・主要構造部材に宮城県産材を60%以上かつ県産JAS製品又は優良みやぎ材を40%以上使用すること。(特定災害により半壊以上罹災した住宅を再建する場合は、主要構造部材に宮城県産材を50%以上かつ8立方メートル以上使用すること。) ・内装に、宮城県産材を50%以上かつ1立方メートル以上使用すること。(内装の補助を申請する場合) ・内装の要件を満たした上で、木製品設備に宮城県産材を50%以上使用すること。(木製品の補助を申請する場合) ・令和7年3月31日までに主要構造部材の施工が完了(内装・木製品設備を申請した場合は、対象経費の支払いが完了)し、宮城県産材及び県産JAS製品又は優良みやぎ材使用量並びに現地の確認が可能であること。 【補助金額】 ○主要構造部 <一般> 宮城県産材1立方メートルあたり28千円、上積みとして、県産JAS製品又は優良みやぎ材1立方メートルあたり8千円を補助します。ただし、1棟あたり50万円を上限とします。(子育て世帯又は県外からの移住世帯は上限75万円。)加えて、県産森林認証材を使用した場合は1立方メートルあたり8千円を補助します。ただし、1棟あたり10万円を上限とします。 <東日本大震災・令和元年東日本台風により半壊以上罹災した住宅を再建する場合> 1棟あたり一律50万円補助します。 ○内装・木製品 補助対象経費の2分の1以内(上限30万円)、また、子育て世帯又は県外からの移住世帯は、4分の3以内を補助します。(上限45万円)

項目	概要
都道府県	宮城県
市区町村	
問い合わせ先	宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号
担当部署	宮城県水産林政部林業振興課みやぎ材流通推進班
電話番号	022-211-2912
事業名	県産材利用サステナブル住宅普及促進事業(住宅リフォーム支援)
事業の概要	宮城県では、宮城県産の木材を一定以上使用して住宅リフォーム(増改築等)する場合、費用の一部を助成しています。地球温暖化の防止や森林整備の促進、健康で快適な住まいづくりなどに大きく寄与する木材の利用を進めるため、「みやぎ環境税」を活用して実施しています。 【募集件数】 住宅リフォーム支援:約8件 【応募の要件(いずれにも該当すること)】 ・県内の増改築等する住宅の建築主であること。 ・県税の滞納のない方であること。 ・建設現場を見学会など県産材PRの場に提供し、県産材住宅モニターとしてアンケートに協力できる方であること。 ・建築基準法における建築確認済証が交付済みであること(該当する場合のみ)。 【補助の対象となる住宅の条件】 ・県内に増改築等する住宅であること。 ・県内に本社や支社・支店を有し、建設業法の許可を受けている業者が施工すること。 ・主要構造部材の他、内装や外装等に県産材を3㎡以上又は60㎡以上使用すること。 ・令和7年3月31日までに主要構造部材等の施工が完了し、宮城県産材の使用量及び現地の確認が可能であること。 【補助金額】 <一般> 宮城県産材1立方メートルあたり28千円又は1平方メートルあたり3千円を補助します。ただし、1棟あたり20万円を上限とします。 <東日本大震災・令和元年東日本台風により一部損壊・床上浸水以上罹災した住宅を再建する場合> 1棟あたり一律20万円補助します。

項目	概要
都道府県	山形県
市区町村	
問い合わせ先	県土整備部建築住宅課
担当部署	住宅対策担当
電話番号	023-630-2154
事業名	やまがた省エネ健康住宅新築支援事業
事業の概要	【対象者】 県内に自ら居住するために住宅を新築する、所得が1200万円以下の方 【対象住宅】 以下の全てを満たす住宅 ・県内に住所を有する個人事業者、県内に本店を有する法人事業者により施工された住宅 ・やまがた省エネ健康住宅の認証を受けた住宅 ・「やまがたの木」認証制度により産地証明された<u>県産木材を延べ面積(㎡)×0.1(㎡/㎡)×50%以上使用した住宅</u> 【支援内容等】 70万円(定額)を補助 【木材利用証明方法】 やまがた県産木材利用センターが実施する『「やまがたの木」認証制度』による販売管理票の写し等

項目	概要
都道府県	山形県
市区町村	
問い合わせ先	県土整備部建築住宅課
担当部署	住宅対策担当
電話番号	023-630-2154
事業名	山形県住宅リフォーム支援事業
事業の概要	住宅のリフォーム工事を行う者に補助金を交付する事業を行う市町村への予算補助 【対象者】 各市町村の要綱による 【対象住宅】(市町村により条件追加あり) 県内に存する住宅で、自らが所有し、かつ、自らが居住するもの 【対象工事】(市町村により条件追加あり) 以下のいずれかの工事を含むリフォーム工事で、別に定める基準点の合計が10点以上となるもの(工事費が50万円未満は5点) 1. 減災対策 防災ベッドを設置する工事、耐震シェルターを設置する工事等 2. 寒さ対策・断熱化 開口部の断熱化を行う工事、断熱材を設置する工事等 3. バリアフリー化 廊下や出入口の幅を拡張する工事、手すりを取り付ける工事等 4. 克雪化 雪止めを設置する工事、融雪設備を設置する工事等 5. <u>県産木材使用 県産木材を使用した工事</u> 【支援内容等】(市町村により割増あり) 一般世帯:リフォーム工事費の1/10(上限12万円)を補助 移住・新婚・子育て世帯:リフォーム工事費の1/6(上限15万円)を補助 減災対策工事:リフォーム工事費の2/5(上限15万円)を補助 【木材利用証明方法】 やまがた県産木材利用センターが実施する『「やまがたの木」認証制度』による販売管理票の写し等

項目	概要
都道府県	山形県
市区町村	山形市
問い合わせ先	山形市役所
担当部署	森林整備課
電話番号	023-641-1212 内線448
事業名	令和6年度環境貢献市産材支援家づくり事業費補助金交付要綱
事業の概要	1 事業概要 市産材の利用拡大に向けた取り組みの強化を図るとともに、豊かな森林環境を守り育て、産業・経済の活力を生み出しながら循環型社会の形成を実現し、また本市が宣言したゼロカーボンシティの実現に資するため、市産材を使用して自己用住宅を新築した場合に補助を行う。 2 事業内容 市産材を8㎡以上使用した自己居住用の戸建て住宅を新築する者に対し、補助を行う。移住世帯、子育て世帯、三世帯世帯又は近居世帯のいずれかに該当した場合や、市産材を一定量以上 使用した場合、新築する戸建て住宅に新規に購入した薪ストーブ等を設置した場合に加算あり。(別表参照) (1) 世帯加算枠(該当する場合10万円加算) ア 移住世帯 交付申請時点の住所が山形市外にある世帯(令和5年4月1日以後に山形市から転出した世帯を除く。)で、かつ、市内に自己居住用の戸建て住宅を新築し、この市に住民登録をする世帯又は 交付申請時点の住所が市内にある世帯で、かつ、令和4年4月1日以後にこの市に住民登録をした世帯(当該住民登録の日前10年の全期間において、山形市外に居住していた世帯に限る。) イ 子育て世帯 満18歳以下の世帯員が3人以上含まれ、父母又は祖父母のいずれかが同居する世帯 ウ 三世帯世帯 直系親族三世代が同居し、かつ満18歳以下の世帯員がいる世帯 エ 近居世帯 親世帯と子世帯(満18歳以下の世帯員がいる世帯に限る)の居所の直線距離が2km超から2km以下に住み替える世帯 (2) 環境貢献加算 市産材10立方メートル以上12立方メートル未満使用の場合10万円、市産材12立方メートル以上使用の場合20万円の加算 (3) 薪ストーブ等設置加算 薪ストーブ、ペレットストーブ、ボイラーを新築に合わせて設置の場合10万円 3 令和6年度事業計画 ・募集:4月23日から先着順受付 ・補助件数:20棟 13,400千円 (内訳) ・補助基礎額 20棟 10,000千円 ・世帯加算 10件 1,000千円 ・環境貢献加算 市産材使用 10㎡以上12㎡未満 700千円 市産材使用 12㎡以上 1,400千円 ・ストーブ設置加算 300千円 4 市産材の証明方法 申請時の提出書類の「山形市産材使用明細書」をもとに製材業者で市職員が市産材確認を行う。 実績報告時には「市産材の生産・流通履歴が確認できるもの(やまがたの木認証制度に伴う販売管理票の写し等)」を添付

項目	概要
都道府県	山形県
市区町村	鶴岡市
問い合わせ先	
担当部署	建設部 建築課 住宅支援係
電話番号	0235-35-1428
事業名	鶴岡市住宅リフォーム支援事業補助金
事業の概要	●予算額 74, 883, 000円 ●助成条件 ・本人が居住する住宅(店舗を除く)の工事であること ・対象工事費が30万円以上(税込)であること ・基準点が10点(工事費が50万円未満の場合は5点)以上の要件工事を含むこと ・着工又は完了していないこと(交付決定後に着工可能) ・申請時に本市に住所があるか、実績報告までに本市に転入し居住すること ・市内業者と工事請負契約をすること など ●補助額 【移住・新婚・子育て世帯】 工事費の20% 上限30万円 【一般世帯】 工事費の10% 上限20万円 内容による加算 ・鶴岡産材の使用(構造材1.5㎡以上または仕上材0.3㎡以上) +5% 上限10万円 ・福祉世帯(65歳以上の高齢者のみの世帯で住民税非課税世帯などの世帯が行うバリアフリー工事) +5% 上限10万円 ・多子世帯(平成18年4月2日以降に出生した子が3人以上いる世帯) +5% 上限10万円 ・空き家活用 +5% 上限10万円 ※中心市街地活性化区域内の場合 +10%万円 上限20万円 【減災対策】(防災ベッドや耐震シェルターの設置工事等) 工事費の80% 上限30万円 【耐震改修】(昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅の耐震改修工事) 工事費の1/3 上限60万円 【特別枠】(移住かつ空き家活用) 工事費の20% 上限200万円 ●木材利用証明方法 実績報告書提出時に下記の資料を添付 ・木材内訳書 ・「やまがたの木」認定事業者認定書の写し ・「やまがたの木」認定制度の販売管理票の写し ・木材搬入時、着工前・施工中・完成後の写真

項目	概要
都道府県	山形県
市区町村	鶴岡市
問い合わせ先	
担当部署	建設部 建築課 住宅支援係
電話番号	0235-35-1428
事業名	地域住宅活性化事業補助金
事業の概要	●予算額 3, 500, 000円 ●助成条件 下記の事業を行うつるかおか住宅活性化ネットワークに対する支援 ・鶴岡産材普及促進事業補助 鶴岡産材を使用した『つるかおか住宅』を建築した場合、木材購入費用の一部を支援 基本補助額 150, 000円 資材価格高騰対策加算 50, 000円(R6年度のみ 全申請者該当) 移住・新婚・子育て世帯加算 50, 000円 ・技能検定受験補助 大工等の技術技能者の育成するため、技能検定試験の受験費用を支援(上限1万円) ●補助額 3, 500, 000円(鶴岡産材普及促進事業補助 3, 400, 000円・技能検定受験補助 100, 000円) ●木材利用証明方法 実績報告書提出時に下記の資料を添付 ・鶴岡産材等木材内訳書 ・「やまがたの木」認定制度の販売管理票の写し ・軸組み完了時の写真

項目	概要
都道府県	山形県
市区町村	上山市
問い合わせ先	建設課
担当部署	建築・住宅係
電話番号	023-672-1111
事業名	上山市住宅リフォーム等支援事業
事業の概要	住宅の建築促進による住環境の整備、地元関連業界の振興並びに本市への定住促進を図ることを目的とし、住宅のリフォーム工事に係る工事費の一部を補助するもの。 【対象者】以下の全てを満たす者 1. 市内に住宅を所有し、その住宅に住んでいるもの。 2. 工事を市内業者に発注すること。 3. 補助対象工事費の総額が30万円以上かかること。 4. 申請時に着手していないこと。 5. 市税等の滞納がないこと。 6. 同一年度でこの補助を受けていないこと。 7. 同じ工事の箇所ではほかの補助を受けていないこと。 8. 令和7年1月末まで工事完了報告書の提出ができること。 【対象工事】 市内で自ら居住する一戸建て住宅のリフォーム工事 【支援内容等】 ・リフォーム工事の場合、工事費の20%（上限15万円を補助）を補助 ・以下のいずれかの工事を含む増築・リフォーム工事で、別に定める算出表の合計が基準の点数以上となる工事。 1. 寒さ対策・断熱化 二重窓、断熱材等工事 2. バリアフリー化 手すり、段差解消工事等 3. 克雪化 雪止め設置等工事 4. 県産木材使用 県産木材を使用した工事 ・リフォーム工事で、世帯要件（新婚、子育て）に該当する場合は、工事費の30%（上限30万円）を補助。 【木材利用証明方法】 ・やまがた県産木材利用センターによる県産木材『「やまがたの木」認証制度』により産地証明された木材（「やまがた県産材集成材」を含む。）及び認証された合板等の使用量を記載した「住宅リフォーム補助金県産木材使用量計算書」 【予算額】 ・23,000千円

項目	概要
都道府県	山形県
市区町村	真室川町
問い合わせ先	真室川町建設課
担当部署	住宅水道係
電話番号	0233-62-2053
事業名	真室川町住環境快適サポート補助金
事業の概要	住宅のリフォーム工事を行う者に補助金を交付するもの。 【対象者】県内業者と工事請負契約する者（新築工事を除く）。町税等を滞納していない者 【対象住宅】真室川町内に存する住宅で、自らが所有し、かつ、自らが居住する建築物 【対象工事】30万円以上の建設工事等又は耐震改修工事。又、山形県が別に定める基準点の合計が10点以上となる要件工事、車庫・物置の新築・改築・改修、その他の改築・改修工事。 【補助率内訳等】 ・一般世帯はリフォーム工事費の1/10、上限12万円を補助（町外業者が施工する場合は上限額が半額） ・三世帯、移住、子育て、新婚世帯はリフォーム工事費の1/3、上限24万円（町外業者が施工する場合は上限額が半額） ・新築・住宅の購入（車庫・物置を除く）補助率1/20、上限50万円 以下の山形県補助要件工事の基準点の合計が10点以上となる場合、一般世帯は1/5 上限24万円、移住世帯等は1/3 上限30万円（県助成事業の嵩上げ） ①減災対策 防災ベットや耐震シェルターを設置する工事。居室部分を補強する工事等 ②寒さ対策・断熱化 天井・床・外壁に断熱材を使用する工事。窓に複層ガラスを設置する工事等 ③バリアフリー化 和式トイレから洋式トイレへ転換する工事。住宅内の段差を解消する工事等 ④克雪化 屋根に雪割りを設置する工事。屋根に融雪設備を設置する工事等 ⑤県産木材使用 リフォーム工事に県産木材を使用する場合 【木材利用証明方法】 ・やまがた県産木材利用センターが実施する『「やまがたの木」認証制度』による販売管理票の写し等

項目	概要
都道府県	山形県
市区町村	真室川町
問い合わせ先	真室川町企画課
担当部署	政策・DX推進係
電話番号	0233-62-2050
事業名	真室川町東町宅地分譲地販売
事業の概要	【対象者】 ・分譲地の所有権移転登記日から3年以内に居住用住宅を建築し、住所を定めることができる若者世帯。単身世帯及び一人親世帯は対象外。 ・分譲地に係る建築物の建築協定書に同意できる方 ・町税等を滞納していない方 ・分譲地購入者及び同居しようとする者全員が真室川町暴力団排除条例第2条第1号から第3号に該当しない方 【売り払いの要件】 ①1世帯1区画の購入 ②居住用の住宅を建築するための購入 ③分譲地に係る建築物の建築協定書の締結 【東町分譲住宅建築支援】 ①住宅新築補助 500,000円（定額） ②三世帯同居補助 500,000円（定額） ③町移住支援補助 500,000円（定額） ④町内事業者活性化支援補助 500,000円（定額） ⑤町内製材木材使用補助 1,000,000円（限度額） ⑥下水道整備補助 500,000円（限度額） 【そのほか利用可能な支援】 ①太陽光発電装置設置補助 200,000円（限度額） ②ペレットストーブ等購入設置補助 ペレットストーブ等：100,000円（限度額） ペレットボイラー：200,000円（限度額） ③首都圏等移住支援金 単身世帯：600,000円（定額） 複数人世帯：1,000,000円（定額）＋18歳未満人数×1,000,000円

項目	概要
都道府県	山形県
市区町村	金山町
問い合わせ先	環境整備課
担当部署	建設・景観係
電話番号	0233-29-5628
事業名	街並み景観助成金
事業の概要	・予算額 R6年度: 2, 300千円 ・補助金額 補助率1／3、上限100万円 ・助成条件 金山町の風景と調和した街並み景観条例第7条の規定による届け出によって、金山町街並み景観形成基準に概ね合致すると の確認を受け、完成後の外観審査によってその合致状況が確認された住宅に対し、最大100万円(住居以外は最大40万円)の 助成を受けることが可能。 ※既存の鉄板系サイディング等を杉板張り等に張り替える工事に対しても助成を受けることが可能 ※外壁の材料として、杉板張り、しっくい、土壁、モルタル等の塗る壁としている。 ※構造等については、在来軸組工法等による、木造住宅であること。 なお、混構造の場合は、風景と街並みに調和した、均等のとれたものとする。 ・木材利用証明方法など 現地確認及び、確認申請書類による確認。

項目	概要
都道府県	山形県
市区町村	金山町
問い合わせ先	環境整備課
担当部署	建設・景観係
電話番号	0233-29-5628
事業名	金山町「やまがたの木」活用住宅奨励補助金
事業の概要	・予算額 R6年度: 150千円(補助額定額15万円) ・助成条件 住宅に使用する構造材の80パーセント(体積比)以上の県産木材を使用すること。なお、構造材の材積は、住宅の延べ床面積 1平方メートルにつき、0. 1立方メートルとし、県産木材の使用部位は構造材に限定しないものとする。 金山町の風景と調和した街並み景観条例第7条の規定による届出によって、金山町街並み景観形成基準に概ね合致すると の確認を受け、完成後の外観審査によってその合致状況が確認されたもの。 ・木材利用証明方法 購入する木材又は購入した木材が県産木材であることが確認できる書類 購入する木材又は購入した木材の量が確認できる書類 構造に木材を使用していることが確認できる写真

項目	概要
都道府県	山形県
市町村	小国町
問い合わせ先	地域整備課
担当部署	建設管理担当室
電話番号	0238－62－2431
事業名	小国町木材製品利用住宅建築奨励助成金交付事業
事業の概要	小国産木材等を使用して町内に建築される住宅に対し経費の補助を行う。 ・予算額 1,000千円 ・助成金額 補助割合20%以内、上限50万円 ・補助条件: 下記の(1)～(3)の全てを満たすこと。 (1) 小国産木材等を使用し、施工されるものであること。 (2) 町内外の製材業者より納入された材料を使用するものであること。 (3) 町内の建築業者により施工されるものであること。 ・木材利用証明方法: 木材製品の納品伝票で確認

項目	概要
都道府県	福島県
市区町村	南会津町
問い合わせ先	
担当部署	農林課林業振興係
電話番号	0241-62-6220
事業名	南会津町町産材利用住宅促進事業
事業の概要	○概要 町産材の地産地消による安定的な木材需要の確保及び地域経済の活性化を目的として、町産材を使用して住宅を建築する施主に対して、補助金を交付する。 ○背景 南会津町の総面積の92.1%は森林が占めている。平成29年度に「林業成長産業化地域創出モデル事業」の林業成長産業化地域として選定。 カラマツ材・広葉樹材等のブランド化による地域・林業の活性化を目指すため、11の重点プロジェクトを計画し、本事業はその一つに位置づけ ○支援の対象者 施主が町内に住民登録されているか、竣工後に速やかに住民登録を確約できること ○支援に必要な主な要件 ・施主が町内の工務店等と新築、増築又は改築の工事に係る契約を締結すること ・建築する住宅が申請年度末日までに竣工し、引受ができること ・施主が建築する住宅の所有者で、竣工から5年以上居住すること ・建築する住宅が専用住宅又は併用住宅(専用住宅部分が2分の1以上)であること ・新築にあつては5m³以上、増築及び改築にあつては2m³以上の町産材を使用すること ○支援額 施主へ町産材の使用量に応じて補助金を交付。薪ストーブを導入する場合は、加算。 新築、増築又は改築 町産材1m³あたり50,000円 上限1,000,000円 加算 薪ストーブを1台以上設置する場合 200,000円

項目	概要
都道府県	福島県
市区町村	
問い合わせ先	
担当部署	土木部建築指導課
電話番号	024-521-7528
事業名	ふくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業
事業の概要	○予算 令和6年度 53,000千円 ○事業概要 福島県産木材や森林認証材を使って住宅を建設(新築・増改築・購入)した方に、木材使用量に応じ、県産品等と交換できるポイント(20万～50万ポイント。1ポイントは1円相当)を交付する。 4m³以上、8m³未満: 20万ポイント 8m³以上、15m³未満: 30万ポイント 15m³以上、20m³未満: 40万ポイント 20m³以上: 50万ポイント 上記に加え、森林認証材を一定量使用している場合、1棟あたり10万ポイントを加算する。 ポイントは900種類以上の県産品等と交換可能。 ○交付要件 柱・梁・土台等に所定量の県産材を使用されている木造住宅 県内に主たる営業所がある業者により施工されているもの 事業実施年度内に完成したもの

項目	概要
都道府県	栃木県
市区町村	
問い合わせ先	
担当部署	林業木材産業課
電話番号	028-623-3277
事業名	とちぎ材の家づくり支援事業
事業の概要	一定量以上栃木県産出材を使用した新築・増築・改築木造住宅の建築に対して、建築主に県産出材使用量に応じた補助をする。 ●予算額 117,780千円（新築420戸（伝統工芸品等上乗せ80戸）、増築・改築10戸） ●助成額 [新築]5m3～10m3未満 7.5万円／10m3～15m3未満 15万円／15m3～20m3未満 22.5万円／20m3～25m3未満 30万円／25m3～30m3未満 37.5万円／30m3～35m3未満 45万円／35m3～40m3未満 52.5万円／40m3以上 60万円 ※県産石材・県産漆喰・伝統工芸品使用で10万円の上乗せ [増築・改築]5m3～10m3未満 7.5万円／10m3～15m3未満 15万円／15m3～20m3未満 22.5万円 ●助成条件 使用木材の55%以上、構造材の60%以上に栃木県産出材を使用／原則として軸組工法であること 構造材すべてが合法木材であること／延べ面積30㎡以上（新築のみ）／県税に滞納がないこと 等 ●木材利用証明方法 出荷証明書（県産出材証明印等）で確認

項目	概要
都道府県	栃木県
市区町村	
問い合わせ先	
担当部署	林業木材産業課
電話番号	028-623-3277
事業名	とちぎ材の家づくり支援県外住宅向け木材利用ポイント事業
事業の概要	県外に建築される木造住宅で、栃木県産出材を10m3以上使用した場合に、栃木県産品（農林水産物、工芸品等）と交換できる「木材利用ポイント」を交付 ●予算額 15,000千円（150戸） ●助成額 10万ポイント（10万円相当） ●助成条件 県外に自ら居住するために建築される一戸建て木造住宅であること／県産出材を10m3以上使用すること 等 ●木材利用証明方法 県算出材・合法木材使用量等報告書（県産出材証明制度登録番号等）で確認

項目	概要
都道府県	栃木県
市区町村	
問い合わせ先	
担当部署	林業木材産業課
電話番号	028-623-3277
事業名	とちぎ材の家づくり耐震支援事業
事業の概要	栃木県内において、市町村の助成事業を活用して耐震建替を行う住宅で、建替後の構造が木造で、かつ県産出材を10m3以上使用した場合に補助 ●予算額 6,000千円(60戸) ●助成額 10万円 ●助成条件 現地建替であること／県産出材を10m3以上使用すること 等 ●木材利用証明方法 県産出材証明制度登録番号等で確認

項目	概要
都道府県	茨城県
市区町村	
問い合わせ先	農林水産部林政課林産物振興グループ
担当部署	農林水産部林政課林産物振興グループ
電話番号	029-301-4026
事業名	いばらき木づかいチャレンジ事業(住宅用木材生産・流通体制の構築)
事業の概要	県産木材の利用が少ない横架材等の部材の生産・流通量の拡大を目指し、県内事業者による住宅建築用木材の生産・流通体制の構築を支援 1 予算額 13,000千円 2 主な助成条件 ・素材生産業者、製材業者、施工業者等によりチームを構成すること ・茨城県内に建築される新築の一戸建て木造住宅であること。 ・建築基準法に適合した住宅であること。 ・チームに所属する施工業者により建築される住宅であること。 ・チームに所属する事業者により生産・流通される木材を利用した住宅であること。 ・建物全体で、県産木材の使用量が20㎡以上の住宅であること。 ・以下に指定する部材に県産木材を100%使用する住宅であること。 土台・大引・管柱・通柱・梁・桁・母屋・棟木・束・間柱・窓台・まぐさ・垂木・筋違・破風板・野縁・貫・胴縁 3 木材利用証明方法 ・使用した木材の数量が確認できる図面、原木の産地が確認できる伝票等の写し等を提出 4 補助率 ・定額補助(20万円/戸)(件数:50戸) なお、1チームあたりの助成額の積算対象となる住宅の戸数は20戸を上限とする。

項目	概要
都道府県	茨城県
市区町村	
問い合わせ先	土木部都市局住宅課
担当部署	土木部都市局住宅課
電話番号	029-301-4759
事業名	茨城県地域住宅産業活性化支援事業補助金
事業の概要	地域における住宅供給の主体である大工・工務店等の地域住宅産業界の活性化を支援することで、良質な木造住宅の供給促進と県産材の需要拡大を図るもの。 1 予算額 2,700千円 2 事業の内容 ①木造住宅供給関連事業者向け講習会の開催 (長期優良住宅やZEH住宅等省エネルギー住宅や耐震対策などの技術的講習会) ②消費者向け情報発信等の催事 「いばらき地域適合型木造住宅コンペ」を実施し、その作品展を大規模集客施設にて開催 【コンペ対象要件】 ・在来木造住宅 ・地域材を構造材の全数量の50%以上使用 など 【表彰:賞状及び副賞】 ・最優秀賞 30万円 ・優秀賞 10万円 ・リフォーム賞 10万円

項目	概要
都道府県	茨城県
市区町村	石岡市
問い合わせ先	
担当部署	建築住宅指導課
電話番号	0299-23-1111(内線7351)
事業名	石岡市木の住まい助成事業補助金
事業の概要	定住人口の増加と市内の地域経済の活性化を目的として、市内在住者や市外から転入する子育て世帯(中学生以下の子)に対し、市内に本店を有する工務店及び設計事務所に施工及び設計監理を依頼した在来木造住宅の建築費の一部を補助する。 【予算額】 10,200,000円 【補助率】住宅の建築に要する額の10%以内かつ50万円を限度 ※中心市街地に建築する場合には、補助額に10万円加算 【助成条件】※いずれにも該当する者 1.申請日現在において、申請者及び当該世帯に属する者が市区町村税を滞納していないこと。 2.石岡市住まいづくり推進事業及び住宅建築に係る補助事業を利用しないこと。 3.市内に本社又は本店を有する建設業者及び設計業者に施工及び設計監理を依頼するものであること。 4.市外転入者が申請する場合は、申請日現在において当該申請者と同一の世帯に中学生以下の子が属しているまたは申請者が満20歳以上満45歳以下。 <対象となる住宅>※いずれにも該当する住宅であること 1.在来工法により建築されるものであって、建築する延べ床面積が70平方メートル以上であること。 2.建築基準法に規定する確認済証及び検査済証が交付されるものであること。

項目	概要
都道府県	茨城県
市区町村	常陸太田市
問い合わせ先	
担当部署	農政部 農政課
電話番号	0294-72-3111(内線617)
事業名	常陸太田市市産材利用住宅建築助成金
事業の概要	林業の振興及び市産材の利用拡大を推進するため、住宅の新築工事に係る経費について、予算の範囲内において助成金を交付する。 【予算額】 6,000,000 円 【補助率】 木材(市産材)1立米につき3万円(限度額60万円) 【助成条件】 新築に用いる木材量の2分の1以上が市産材であり、住宅の建築工事完了後速やかに入居または使用すること。 【木材利用証明方法】 「木びろい表」及び「市産材使用証明書」により市産材の使用量を証明

項目	概要
都道府県	茨城県
市区町村	高萩市
問い合わせ先	産業建設部 都市建設課
担当部署	産業建設部 都市建設課
電話番号	0293-23-7032
事業名	高萩市木造住宅耐震診断士派遣事業
事業の概要	内容:大地震から皆様の住まいと生命を守ることを目的として、高萩市が派遣する耐震診断士が耐震診断を行い、その診断結果を報告します。 募集期間:令和6年5月7日(火)から7月26日(金)まで(土、日、祝日除く) 募集戸数:5戸(先着順で定数となり次第締め切りとします) 診断費用:88,000円 うち個人負担:2,000円 申込資格:以下の要件すべてを満たす木造住宅の所有者で、市税の滞納の無い方 ①1戸建て木造専用住宅または店舗等併用住宅(床面積の1/2以上が住宅であるものに限る) ②建築確認が昭和56年5月31日以前(旧耐震基準) ③階数が2階以下で延べ床面積30㎡以上 ④在来軸組構法または枠組壁工法(ツーバイフォー工法) ⑤震災の影響が少ない建物(り災証明:一部損壊、無被害) ⑥過去に市から耐震診断士の派遣を受けていないこと

項目	概要
都道府県	茨城県
市区町村	高萩市
問い合わせ先	産業建設部 都市建設課
担当部署	産業建設部 都市建設課
電話番号	0293-23-7032
事業名	木造住宅耐震化促進補助事業
事業の概要	内容:耐震改修工事費(補強設計費含む)または耐震建替え工事費用の一部を補助します。 申込受付期間:令和6年5月7日(火)から11月8日(金)まで(土、日、祝日除く) 募集戸数:1戸(先着順となります) 補助金の額:耐震改修工事(補強設計費含む)または耐震建替え工事に要する額の4/5以内の額:1,000,000円(補助限度額) 申込資格:下記の要件のすべてに該当する住宅の所有者、または所有者の2親等以内の親族で、自己の居住の用に供するために耐震改修工事(補強設計費含む)または耐震建替え工事(市内の事業者)を行い、かつ市税の滞納がないこと ①1戸建て木造専用住宅または店舗等併用住宅(床面積の1/2以上が住宅であるものに限る) ②建築確認が昭和56年5月31日以前(旧耐震基準) ③階数が2階以下で延べ床面積30㎡以上 ④耐震建替え工事は、耐震診断(一般診断法)による上部構造評点が1.0未満 ⑤耐震改修工事は、耐震改修設計による上部構造評点が1.0以上(0.3以上増加) ⑥耐震改修工事、耐震建替え工事いずれの場合でも、建築士と工事監理の委託契約及び市内の事業者等と工事契約を締結し、令和7年2月末までに完了するもの ⑦在来軸組構法または枠組壁工法(ツーバイフォー工法)

項目	概要
都道府県	茨城県
市区町村	高萩市
問い合わせ先	市民生活部 環境市民協働課
担当部署	市民生活部 環境市民協働課
電話番号	0293-23-7031
事業名	たかはぎ住マイル支援補助金
事業の概要	内容:定住・移住を促進し、地域の活性化ならびに住宅環境の改善を図ることを目的に、自ら居住する住宅を市内に取得またはリフォームする方に対し、費用の一部を支援します。 【新築・中古物件購入】 ・令和6年1月1日から令和6年12月31日までに住宅を取得し、所有権保存登記(移転)が完了する ・住宅取得契約を締結した日から2年以内である ・住宅取得契約を締結した日現在で、申請者または配偶者が40歳未満または16歳未満の家族がいる ・申請者および同居者(予定者も含む)全ての者が、補助金請求日までに建築・購入した住宅に居住し、住民登録する ・当該交付決定のあった日から5年以上定住する意思がある 【高萩市物件紹介バンク登録物件購入】 ・高萩市物件紹介バンクに登録されている空き家を購入し、所有権移転登記が完了する ・申請者および同居者(予定者も含む)すべての者が、補助金請求日までに建築・購入した住宅に居住し、住民登録する ・当該交付決定のあった日から5年以上定住する意思がある(下記に該当するリフォームを併せて行う場合は10年) 【リフォーム】 ・令和6年1月1日から令和6年12月31日までにリフォームが完了する ・申請時点でリフォームする住宅に3年以上居住している、または高萩市物件紹介バンク登録空き家を取得後に行うリフォーム工事である ・リフォームする住宅の所有者または同居の親族である ・市内施工業者によるリフォーム工事である ・工事金額が10万円以上(税抜)である ・備品のための購入でないこと(工事が伴わないものは対象外) ・10平方メートル以上の増築工事でないこと ※種別に対する要件に全て当てはまる場合のみ、この制度に該当します。 補助金の額: 【新築・中古物件購入、高萩市物件紹介バンク登録物件購入】 基本額 10万円 ただし、住宅取得契約締結日以降に同居者いずれかが高萩市へ転入している場合 15万円 【リフォーム】 工事金額10万円 から 100万円未満の場合(消費税除く) 工事金額の10% ※千円未満切捨て 工事金額100万円以上の場合(消費税除く) 10万円 受付期間: 令和6年5月7日(火曜日)から 令和6年12月27日(金曜日)

項目	概要
都道府県	茨城県
市区町村	常陸大宮市
問い合わせ先	中富町3135-6
担当部署	農林振興課
電話番号	0295-52-1111(内線205)
事業名	常陸大宮市木造住宅建設助成金
事業の概要	林業振興と地域産業育成を図るため、市産材を使用した木造住宅の建築費用の一部を助成する。 【予算額】 12,000,000 円 【補助率】 限度額60万円 【助成条件】 1.市産材を5立方メートル以上使用すること 2.常陸大宮市内の建築業者において施工すること 3.市税等の滞納をしていないこと 4.その他 【木材利用証明方法】 指定の様式に、製材会社の証明を記入

項目	概要
都道府県	茨城県
市区町村	大子町
問い合わせ先	
担当部署	建設課
電話番号	0295-72-2611
事業名	大子町木造住宅建設助成金
事業の概要	林業の振興及び地域産業の育成を図るため、県産材を使用した住宅を町内に新築する者に対し費用を助成する。 【予算額】 5,000,000 円 【補助率】 床面積1㎡につき10,000円を助成（限度額1,000,000円） 【助成条件】 1.町内に自ら居住するための住宅を新築する 2.木材に茨城県産材を2分の1以上使用する 3.町内の建設業者が施工する 4.延床面積が50平方メートル以上の新築 5.市町村税等を滞納していない 6.原則、交付申請を行った年度末までに工事が完成する 【木材利用証明方法】 ・木びろい表を確認する ・上棟後、現地確認

項目	概要
都道府県	埼玉県
市区町村	
問い合わせ先	農林部森づくり課
担当部署	木材利用推進・林業支援担当
電話番号	048-830-4318
事業名	県産木材活用住宅等支援事業
事業の概要	県産木材活用住宅等支援事業 53,780千円 住宅・事務所・店舗等の新築・改築・内装木質化について、製材工場等と協定を締結し、県産木材を40%以上利用する工務店等に対する支援を行う。 補助内容 条件を満たす住宅・事務所・店舗等(以下、住宅等という)を対象に、使用した県産木材の量に応じた額を工務店等に補助します。なお、助成の対象は(1)～(3)のいずれか1つで、1戸あたりの上限額は34万円です。 ※ただし、PR効果の高い事務所や店舗については上限50万円です。 (事務所や店舗等においては埼玉県産木材を使用していることを完成後も室内等に表示してください) なお、当事業での県産木材とは「さいたま県産木材認証制度」により産地及び流通履歴を証明された木材とします。 補助の基準 ・住宅等の新築、購入 県産木材の使用割合(単位:立方メートル)が全体の木材使用量の40パーセント以上であること ・住宅等の増改築 増改築に係る県産木材の使用量が3立方メートル以上であること ・住宅等の内装木質化 12ミリメートル以上の厚さを有する県産木材による施工面積(壁等にあつては垂直投影面積、床、天井等にあつては水平投影面積のそれぞれの合計。以下、「実面積」という。)が7平方メートル以上であること 補助要件 ・建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定に基づく建築工事業、大工工事業若しくは内装仕上工事業の許可を受けている者 ・県産木材の主な供給元と県産木材製品安定需給に関する協定を締結している者。なお、協定締結先はさいたま県産木材認証事業体とする ・本事業に係る行為において法令を遵守することを誓約できる者 補助単価 ・住宅等の新築、購入 県産木材を80%以上利用する場合は県産木材1立方メートルあたり20,000円 県産木材を60%以上利用する場合は県産木材1立方メートルあたり17,000円 県産木材を40%以上利用する場合は県産木材1立方メートルあたり11,000円 ・住宅等の増改築 県産木材1立方メートルあたり17,000円 ・住宅等の内装木質化 県産木材1平方メートルあたり3,000円

項目	概要
都道府県	埼玉県
市区町村	行田市
問い合わせ先	048-556-1111(代表)
担当部署	環境経済部 農政課
電話番号	048-580-3013(直通)
事業名	行田市県産木材活用促進支援事業
事業の概要	埼玉県産木材を使用して住宅や事務所等を建築・リフォームされる方、または木塀等を設置される方に、費用の一部を補助。 ●令和6年度予算 10,500,000円 ●補助金額 使用した県産木材の購入額(消費税および地方消費税の額を除く)の2分の1 (1,000円未満切り捨て) 上限20万円 (行田市木材組合加入業者から県産木材が納入される場合は上限30万円) ●補助対象者 ・市内に在住の方、または、市内に事業所を有する方 ・建築工事などを行う住宅などの所有をしている方 ・市税等の滞納がない方 ●申請期限 工事が完成した日の属する年度の末日まで(工事が完成し、支払い完了後に申請) ●必要書類 ① 県産木材活用促進支援事業費補助金交付申請書兼請求書 ② さいたま県産木材認証センターが発行する「県産木材販売伝票」の写し ③ 県産木材の使用量・使用箇所を明らかにした書類 (県産木材使用内容内訳書) ④ 領収書の写し ⑤ 当該補助事業実施前後の写真 ⑥ 建築基準法第7条に基づく検査済証の写し (建築確認申請が必要な建築に限る) ※申請に必要な書類のうち①と③は、農政課で配布しています。なお、市のホームページからダウンロードができます。 ●その他 ・市が実施している住宅改修資金補助制度との併用が可能

項目	概要
都道府県	埼玉県
市区町村	飯能市
問い合わせ先	norin2@city.hanno.lg.jp
担当部署	農林部森林づくり課
電話番号	042-978-5061
事業名	西川材使用住宅等建築補助金
事業の概要	西川材を使用して住宅等を建築・リフォームされる方または木塀等を設置される方に補助金を交付します。 【交付対象】 (1)飯能市内に居住または市内に事業所を有する方の住宅・店舗等であること (2)飯能市内の事業者により西川材が納入されること (3)飯能市内産の木材を規定量以上使用していること 【条件及び補助金額】 ※飯能市森林認証材を使用した場合、その使用量に応じ、補助金の額に30%を加算 〈新築〉 (1)構造部分に使用した木材の材積1㎡につき20,000円を補助(3㎡以上使用すること、15㎡まで補助) (2)内外装に使用した木材の面積1㎡につき2,000円を補助(10㎡以上使用すること、100㎡まで補助) 〈附属建築物・リフォーム・木塀等〉 (1)構造部分に使用した木材の材積1㎡につき20,000円を補助(1㎡以上使用すること、5㎡まで補助) (2)内外装に使用した木材の面積1㎡につき2,000円を補助(5㎡以上使用すること、50㎡まで補助) 【木材利用証明方法】 さいたま県産木材販売伝票の写し又はそれに代わる書類 ※飯能市森林認証材を使用した場合は、SGEC-COC 認証取得事業者が飯能市森林認証材の使用量を明らかにした書類を提出 【予算額】 予算の範囲内において補助金を交付(令和6年度は210万円)

項目	概要
都道府県	千葉県
市区町村	山武市
問い合わせ先	産業振興部 農政課 森林整備係
担当部署	同上
電話番号	0475-80-1213
事業名	山武市市内産木材利用促進事業補助金
事業の概要	■概要 ・市内で産出された木材(市内産木材)を、市内に本店を有する施工業者(個人にあっては市内に住所を有する者)による施工を行った新築、増築及びリフォームされた建築物で、建築に使用する木材の全部又は一部に市内産木材を利用して建築した建築物を取得したものに対し、当該建築物の取得に要した経費の一部を補助する。 ■補助金の額 1. 梁や柱など(内装材以外) 1立方メートルあたり1万円を乗じて得た額。 2. 内装材(天井、床、壁など) 1平方メートルあたり5,000円を乗じて得た額。 上限は、(1)・(2)併せて50万円。(1,000円未満の端数は切り捨て) ■木材証明方法(市内産木材の意義) ・市内で伐採された木材であって、市内産の木材であることの確認ができる書類(ちばの木認証センターが発行した「ちばの木販売管理表(A)」)が添付されていること。

項目	概要
都道府県	神奈川県
市区町村	
問い合わせ先	
担当部署	森林再生課
電話番号	045-210-4332
事業名	神奈川県まちのもり創出事業
事業の概要	神奈川県内で、神奈川県産材を3㎡以上利用して木造施設の建築等を行う建築主に、木造住宅を選択することで抑制される二酸化炭素排出量や木材に固定される二酸化炭素量の価値に対して補助を行う。 1 補助要件 ○木造施設(一戸建住宅以外) (1)木造施設であること (2)使用する製材等(構造材、準構造材に使用される製材、集成材、合板、単板積層材等)については、県産木材を3㎡以上使用すること (3)使用する製材等については、「合法伐採木材」を使用すること ○木造施設(一戸建住宅) (1)～(3)は同上 (4)県内に本店、支店のある建築請負事業者が建築する一戸建住宅とすること ○施設の木質化 (1)使用する製材等(製材、集成材、合板、単板積層材等)については、県産木材を3㎡以上使用すること、 (2)使用する製材等については、「合法伐採木材」を使用すること 2 補助額 (1)二酸化炭素排出抑制効果 2,000円/㎡ (2)二酸化炭素固定効果 4,000円/㎡(県産木材の場合 8,000円/㎡) ただし、木造施設(一戸建住宅以外)は1,000万円を上限とし、100万円を下限とする。 木造施設(一戸建住宅)は50万円を上限とし、10万円を下限とする。 施設の木質化は200万円を上限とし、10万円を下限とする。 3 予算額 40,000千円(補助金審査委託料、事業説明会会議室使用料等含む) 4 木材利用証明方法 かながわ県産木材産地認証等

項目	概要
都道府県	神奈川県
市区町村	秦野市
問い合わせ先	環境産業部森林ふれあい課
担当部署	環境産業部森林ふれあい課
電話番号	0463-82-9631
事業名	秦野市快適な住まいづくり補助金
事業の概要	秦野産木材の利用促進を図るため、市民が市内施工業者を利用して行う、秦野産木材を使った住宅の新築やリフォームに対し、その経費の一部を補助します。 【予算額】 1,050,000円(令和6年度) 【補助対象者】(1又は2に該当する方) 1 秦野産木材を使用して、自己居住用の住宅の新築又は新築住宅(建て売り)を購入する方 2 秦野産木材を使用して、自己居住用の既存住宅のリフォームを行う方 【補助条件】(1～6すべてを満たす方) 1 構造材としては、3立方メートル以上、内装材としては、9平方メートル以上、構造材及び内装材の両方としては、その合計で3立方メートル以上又は9平方メートル以上秦野産材を使用すること。 2 交付決定を受けた年度の3月31日までに建築工事等が完了し、実績報告書を提出できること(工事費等の支払いも完了させる必要があります。) 3 補助対象者の「ア」に該当する方は、秦野市に居住している方、又は住宅の新築・購入後に秦野市に居住する方とし、「イ」に該当する方は、申請時に秦野市に居住している方で、対象となる住宅を所有していること。 4 市税等を完納している方。 5 市内施工業者を利用して、建築工事又はリフォームを行う方。 6 過去にこの補助金の交付を受けたことのない方。(補助金の交付は、同一の住宅につき1回に限ります。過去に秦野産木材を使用しないリフォームで補助を受けた方も補助の対象となります。) 【木材利用証明方法】 当市が用意する様式を使用 【その他】 その他詳細は、当市ホームページをご覧ください。 (URL: https://www.city.hadano.kanagawa.jp/www/contents/1506666728148/)

項目	概要
都道府県	神奈川県
市区町村	中井町
問い合わせ先	まち整備課都市計画班
担当部署	まち整備課都市計画班
電話番号	0465-81-3901
事業名	神奈川県内における住宅・建築物安全ストック形成事業 中井町木造住宅耐震化補助事業
事業の概要	対象建築物／ 昭和56年5月31日以前に、在来軸組工法により建築された地上の階数が2以下の一戸建て住宅 ※耐震診断については、建築後に増改築している場合、その規模によって補助対象外となることがある。 耐震診断費の補助／ ○耐震診断費の3分の2(上限4万円) 診断費の目安は8万円 耐震改修工事等の補助／ ① 耐震改修工事費の2分の1 町内業者の施工: 上限70万円 町外業者の施工: 上限50万円 ② 耐震シェルターまたは防災ベッドの設置費の2分の1(上限25万円) ③ ①又は②と同時に行うリフォームの費用の2分の1(上限30万円)

項目	概要
都道府県	神奈川県
市区町村	箱根町
問い合わせ先	箱根町 環境整備部 都市整備課
担当部署	都市整備課 景観推進係
電話番号	0460-85-9566
事業名	木造住宅耐震化補助事業
事業の概要	<対象者・対象建築物> 1.補助対象住宅を所有し、かつ居住している方で、町税などの滞納が無い方。 2.昭和56年5月31日以前に建築された建築物(ただし、昭和56年6月1日以降に増改築工事に着工した部分の延べ面積が、現存する建築物における延べ面積の2分の1を超えるものを除く。) 3.木造2階建て以下の一戸建て住宅または併用住宅(併用住宅は、1/2以上が住宅の用途のもの) 4.枠組壁工法またはプレハブ工法ではないもの。 5.耐震改修費補助及び一部屋耐震化費補助については、耐震診断結果が総合評点1.0未満のもの。 <耐震診断費の補助> ○耐震診断経費の10分の10(上限8万円) <耐震改修費の補助> ①耐震改修経費の2分の1(上限100万円) ②一部屋耐震化経費の2分の1(上限15万円) 【予算額】 2,487,000円

項目	概要
都道府県	新潟県
市区町村	
問い合わせ先	農林水産部林政課
担当部署	県産材振興室 木材振興係
電話番号	025-280-5324
事業名	新潟県産材の家づくり支援事業
事業の概要	住宅の新築・リフォーム工事を行う工務店に対して、県産材の使用を幅広く支援します。 (1) 補助対象者 県内に事務所があり、建築工事業若しくは大工工事業の許可、建築士事務所の登録又は宅地建物取引業の免許を受けている事業者 (2) 補助額 ① 県産材支援 1m3以上5m3未満 4,800円/m3 ※リフォームに限る 5m3以上10m3未満 4万円 10m3以上15m3未満 8万円 15m3以上20m3未満 13万円 20m3以上 19万円 ② 加算措置 県産材を新築5㎡以上、リフォーム1㎡以上使用した場合、以下の加算補助があり、県産材と合わせると、使用面積等に応じて最大76万円/棟の補助となります。 ・県産瓦 15万円～26万円/棟 ・県産畳 2.4～12万円/棟 ・しっくい・珪藻土塗り 4～19万円/棟 ③ 住宅見学会における県産材利用の意義などの周知活動を支援 ・県産材をPRするために必要な経費の1/2以内(上限:1申請者あたり10万円) (3) 申込期限 原則、上棟(リフォームの場合は壁張)後おおむね10日まで (4) 能登半島地震対応 復興支援メニュー 能登半島地震で被災した住宅等の再建支援として新たに「復興支援メニュー」を創設しました。市町村から「罹災証明書」又は「被災届出証明書等」が発行された住宅及び店舗・事務所について、県産材を使用して再建する大工・工務店等が補助対象者です。補助額は、県産材及び県産瓦に限り、通常の補助額の2倍になります。

項目	概要
都道府県	新潟県
市区町村	村上市
問い合わせ先	農林水産課 林業水産振興室
担当部署	農林水産課 林業水産振興室
電話番号	0254-53-3368
事業名	村上市産材利用住宅等建築奨励事業
事業の概要	予算額: 12,000,000円 助成条件: 市産材(スギ及びヒノキ)の利用促進と林業の活性化を図るため、市内に建築される木造建築物1棟につき50万円以上の市産材購入費に対し、20%以内を補助。上限額30万円(新潟県産材の家づくり支援事業との併用可能) 木材利用証明方法: 申請時に補助対象となる材料費の見積書及び伐採等の届出書の写しまたは産地証明書を添付。 完成時には、完成写真(製材された村上市産材の写真、使用を確認できる写真、建築工事の完成写真)、補助対象となる材料の納品証明書を添付。現地確認。

項目	概要
都道府県	新潟県
市区町村	魚沼市
問い合わせ先	
担当部署	産業経済部 農林整備課 林政係
電話番号	025-793-7740
事業名	魚沼市産材の家づくり事業
事業の概要	●予算額 令和6年度:5,000千円 ●補助対象者 魚沼市内に事務所又は営業所を有し、本要件に該当する木造建築物及び木質化建築物を建築する施工業者（大工・工務店等） ●補助対象経費 魚沼市産木材を製材し、加工した木材の購入費用 ●補助要件 補助対象となる物件は、次の要件を全て満たすもの 1、市内で生産され、かつ製材された木材を使用して建築する木造建築物及び木質化建築物であること 2、建築物の新築、増築、改築であること 3、建築主が自ら居住し、又は使用し、若しくは事業の用に供するために市内に建築する建築物であること 4、申請年度内に完成するものであること 5、税金等の滞納がない建築主が発注し、市税に滞納がない施工業者が施工する建築物であること ●補助限度額/補助率 補助金額の上限:50万円（5万円未満は対象外） 補助対象経費の3分の1（事業の用に供する場合は4分の1）以内（千円未満切り捨て） ●木材利用証明方法等 実績報告書提出時に木材の搬入状況及び使用状況がわかる写真を添付

項目	概要
都道府県	新潟県
市区町村	南魚沼市
問い合わせ先	
担当部署	産業振興部 農林課
電話番号	025-773-6663
事業名	南魚沼の木で家づくり事業
事業の概要	概要:工務店と建築主が連携し、南魚沼市産の杉を使用して住宅を建築する場合に、その木材の購入額の一部を補助 補助対象者:市内に事務所か営業所を有する大工・工務店など 補助対象要件:1.市内に住所がある人が、自らの居住のために新築、増築する専用住宅か併用住宅 2.南魚沼市産杉を製材・加工した木材を使用した木造住宅 3.申請日の属する年度末までに完成する住宅 4.申請時に、建築主と施工する大工・工務店などで市税の滞納がないこと 5.大工・工務店などは、建築費から補助金額と同額を差し引くこと 補助対象経費:住宅建築に必要な南魚沼市産杉材を製材・加工した木材の購入費 補助率:補助対象経費の3分の1 補助限度額:50万円 予算規模:500万円

項目	概要
都道府県	新潟県
市区町村	糸魚川市
問い合わせ先	農林水産課
担当部署	農林水産課
電話番号	025-552-1511
事業名	ふるさとの木の香る家・店づくり促進事業
事業の概要	●糸魚川産木材を使用する住宅・共同住宅・店舗・事業所・車庫・倉庫の新築・増築・改築・備品類に要する経費の一部の助成 ・予算額 6,000千円 ・助成条件 (1) 建築基準法及び関係法令に適合していること。 (2) 市内に本店又は支店を有する建築事業者により建築及び施工管理を行うこと。 (3) 実績報告書を申請年度の3月末日までに提出する見込みであること。 (4) 納材時期が補助金の交付決定日以降であること。 (5) 建築物を建築見学会等の場として提供できること。 (6) 糸魚川市産木材をPRする広告、パンフレット、ホームページ等に建築物を提示することに同意すること。 (7) 施工中に建築シート、のぼり旗等を設置すること。 ・融資・利子補給 市内で建築物の新築工事等を行う事業：糸魚川産木材購入費の50%以内(上限20万円/棟) 市外で建築物の新築工事等を行う事業：糸魚川産木材購入費の50%以内(上限10万円/棟) 市外： ・木材利用証明方法等 (1) 収支決算書 (2) 糸魚川産木材購入に係る領収書の写し (3) 糸魚川産木材のPR活動写真 (4) 糸魚川産木材の使用箇所が確認できる写真 (5) 使用した糸魚川産木材の産地証明書の写し

項目	概要
都道府県	新潟県
市区町村	糸魚川市
問い合わせ先	環境生活課
担当部署	環境生活課
電話番号	025-552-1511
事業名	糸魚川市省エネ住宅認定制度
事業の概要	●糸魚川市省エネ住宅として認定された住宅を建築した者に対する助成 ・予算額 3,000千円 ・助成条件 市内において建築された認定住宅で、営利を目的とする建築物でないもの ・融資・利子補給 300千円(定額) ・木材利用証明方法等 糸魚川産木材の使用量0.03㎡/平方メートル以上

項目	概要
都道府県	山梨県
市区町村	
問い合わせ先	山梨県
担当部署	林政部林業振興課
電話番号	055-223-1653
事業名	やまなし県産材供給システム強化対策事業補助金
事業の概要	木材の生産、加工及び建築に関わる事業者が企業グループを組織し、住宅等の建築物に県産材を供給する取り組みを支援することで、県産材の供給体制の構築を図る。 補助対象 企業グループにより供給された県産材を使用し建築した住宅等のうち、下記区分に該当する経費 ・構造材等：建築物に使用される木材のうち内装材以外の製品（製材、集成材、合板） ・内装材：建築物内部の床面、壁面及び天井に内装仕上げとして施工される製品（製材、集成材、合板） ・県産材認証書の取得に要す経費 補助金額 各区分の数量に補助単価を乗じた金額とし、予算の範囲内において交付 ・構造材等：製品使用量1m3あたり15,000円以内 ・内装材：製品使用量1m2あたり2,000円以内 ・県産材認証書の取得に要す経費：県産材認証1件あたり10,000円以内 事業申請期間 令和6年6月11日（火曜日）から令和6年11月29日（金曜日）まで

項目	概要
都道府県	山梨県
市区町村	
問い合わせ先	山梨県
担当部署	林政部林業振興課
電話番号	055-223-1653
事業名	県産材利用促進事業補助金
事業の概要	住宅等への県産材の利用を促進するため、木材の生産から加工、建築に関わる企業グループが行う、県産材の良さや利用の意義などの理解を深める現地見学会の開催に対し助成する。 補助金の額及び件数 ・補助金の額は、補助事業に要する経費の定額とし、予算の範囲内において交付 ・補助金の上限は、1件あたり20万円、2件程度を想定 補助金対象経費 企業グループにより実施される現地見学会に要する経費 1.賃金、2.需用費、3.役務費、4.使用料及び賃借料 募集期間 令和6年6月11日（火曜日）から令和7年2月20日（木曜日）まで

項目	概要
都道府県	長野県
市区町村	
問い合わせ先	建設部建築住宅課
担当部署	建設部建築住宅課
電話番号	026-235-7339
事業名	住宅オールZEH化推進事業
事業の概要	【予算額】 396,165千円 【信州健康ゼロエネ住宅助成金】 ◆新築タイプ 助成対象工事：以下の要件を満たす住宅の新築工事 ※①～④は主なもの。（他要件あり） ① 省エネ性能が最低基準、推奨基準、又は先導基準に適合※ゼロエネルギー達成に向けて県が定めた基準 ② 県産木材を使用（3㎡以上又は仕上材として30 ㎡以上） ③ 県内に主たる事務所を置く者が施工 ④ 再生可能エネルギー設備等を設置 助成金額：最大200万円 ※省エネ性能ごとの基本額に、選択項目に応じた金額を加算 例）県産木材を使用：0.12～0.16㎡/㎡：10万円 0.16㎡/㎡以上：20万円 伝統技能を活用（左官仕上げ壁、国産瓦葺き、県内業者製作の木製建具及び量のいずれか2つ以上）：10万円 ◆リフォームタイプ 助成対象工事：以下の①～③のいずれかの要件を満たす県内に主たる事務所を置く者が施工する住宅のリフォーム工事（必須工事） ① 住宅部分全体を最低基準以上に適合する断熱改修 ② 10 ㎡以上を断熱改修し、外気に接する建具の断熱性能を確保（「浴室と脱衣室」又は「寝室」） ③ 住宅部分全体の外気等に接する床、天井又は屋根の断熱改修 助成金額：① 最大140万円 / ②、③ 最大50万円 ※必須工事と併せて実施する工事内容に応じて金額を加算 例）県産木材を使用する工事：仕上用板材または合板 2,000円/㎡ 仕上用板材または合板以外の材 5,000円/㎡ 伝統技能を活用（左官仕上げ壁、国産瓦葺き、県内業者製作の木製建具及び量のいずれか2つ以上）：10万円 ※新築タイプ、リフォームタイプのいずれにおいても、県産木材の使用に関する加算がある場合は、信州木材認証製品出荷証明書等、伝統技能の活用に関する加算がある場合は伝統技能を活用状況がわかる書類（出荷証明書、納品書、注文書請書等）の提出が必要（実績報告時）

項目	概要
都道府県	長野県
市区町村	
問い合わせ先	建設部建築住宅課
担当部署	建設部建築住宅課
電話番号	026-235-7339
事業名	信州木のある暮らし推進事業
事業の概要	【予算額】 3,163千円 【木造建築担い手育成啓発】 木造建築物の担い手の確保・育成を図るため、中学校へ大工技能者を派遣 ・大工技能者の技能・技術を間近で見る機会を設定 ・木材カンナ削りの実演・体験指導等 ・在来木造構造の実寸モデルに触れる ・大工技能者個人の経歴・就業意欲に触れる ・木製椅子等の作成体験 【信州の木建築賞】 木造建築等に携わる技術者等のスキルアップを図るとともに、広く県民に木造建築等の魅力を発しするため、優れた木造建築物等を表彰する(H28創設) ◆R6年度募集作品: 県産木材を活用してリフォーム又はリノベーション工事を実施したものうち、以下の要件に該当するもの ①長野県内に存する建築物 ②県産木材を構造材又は仕上材に使用したもの ③建物用途:住宅以外の用途の建築物 ④過去15年間に工事が完成したもの

項目	概要
都道府県	長野県
市区町村	松本市
問い合わせ先	環境エネルギー部森林環境課
担当部署	環境エネルギー部森林環境課
電話番号	0263-78-3003
事業名	カラマツ材住宅補助
事業の概要	【予算額】 1,200千円 【補助対象条件】 ・市内の自ら居住する一戸建ての木造住宅又は店舗併用住宅の新築、リフォームであること ・建築材料として、県産材カラマツを使用していること ・信州木材認証製品センターの認証製品を20万円(税抜き)分以上使用していること ・工務店等と請負契約を締結して行う建築等工事であること ・工事請負金額が、100万円(税抜き)以上であること ・過去に同一の住宅において、カラマツ材住宅補助金の交付を受けたことがないこと ・工事請負代金の最終支払日から180日以内の申請であること ・市税の滞納がないこと ・暴力団関係者でないこと 【補助金額】 県産材カラマツの使用量に応じた補助金額 ・1㎡以上5㎡未満 10万円 ・5㎡以上10㎡未満 20万円 ・10㎡以上 30万円

項目	概要
都道府県	富山県
市区町村	
問い合わせ先	副主幹 石割 久晶
担当部署	農林水産部森林政策課木材利用推進係
電話番号	076-444-3388
事業名	とやまの木で家づくり支援事業
事業の概要	【事業概要】 ・ 県産材を活用した住宅の新築・増改築に対する助成（H22年度から実施） ・ 予 算 額 : 16, 000千円 ・ 補助金額: 補助上限額: 40万円 ・ 補助単価: 造作材: 2万円／㎡ 構造材: 1万円／㎡ 下地材: 5千円／㎡ ・ 助成条件 ① 富山県内で自ら居住のために木造住宅を新築または増改築 ② 県産材の使用量が1棟あたり1㎡以上 ③ 県内に事業所を有する業者が施工 ・ 木材利用証明方法 ・ 素材生産業者から伐採証明書 ・ 製材等加工業者から県産材出荷証明書 ・ 建築施工業者より木材納入証明の富山県産材証明書により県産材の利用を証明

項目	概要
都道府県	石川県
市区町村	
問い合わせ先	shinkan@pref.ishikawa.lg.jp
担当部署	農林水産部森林管理課 森林資源利活用グループ
電話番号	076-225-1643
事業名	いしかわの森で作る住宅推進事業
事業の概要	○予算額: 40,000千円 ○助成条件 ・県産材使用量が5m3以上である。 ・新築の場合、延床面積が70m2以上である。 ・県産材建築ビルダーによる住宅等である。 ・引渡日が令和6年度中である。 ○補助金額 ・県産材使用量5m3～7m3未満: 7万円 ・県産材使用量7m3～15m3未満: 10万円 ・県産材使用量15m3～20m3未満: 15万円 ・県産材使用量20m3以上: 30万円 ・県産材使用量25m3以上かつ県産材使用率90%以上: 50万円 ・外構部: 木塀・木柵は5千円/m2、ウッドデッキは10千円/m2。下限5万円、上限15万円 ○木材利用証明方法: 合法木材供給事業者による「県産材産地及び合法木材証明書」を提出すること

項目	概要
都道府県	石川県
市区町村	
問い合わせ先	iskenmoku@kenmoku-ishikawa.jp
担当部署	石川県木材産業振興協会
電話番号	076-238-7746
事業名	県産材供給体制強化事業
事業の概要	震災復興をはじめとした建築物の県産材調達を支援する相談窓口を開設。 ビルダーからの石川県産材調達の相談(規格・在庫・納期等)に対し、対応可能なプレカット・県内製材工場等の情報を提供する。

項目	概要
都道府県	福井県
市区町村	-
問い合わせ先	福井県 農林水産部 県産材活用課 ふくいの木利用室
担当部署	福井県 農林水産部 県産材活用課 ふくいの木利用室
電話番号	0776-20-0449
事業名	県産材を活用したふくいの住まい支援事業(新築)
事業の概要	○助成条件 ・県内に建築される木造住宅であり、建築主が生活の本拠として居住するもの。もしくは、建築主と請負契約を締結した住宅であること。 ・住宅に使用する柱や横架材、野地板等の木材に県産材を1㎡以上使用し、かつ強度や含水率等の品質を表示した県産材柱を30本以上使用すること。 ○助成額 県産材1㎡につき2万円を支援(上限50万円) ○木材利用証明方法 ・中間確認による現地確認、購入伝票等による購入先の確認 ・木材納入証明書に基づき県が審査 ○予算額 54,600千円

項目	概要
都道府県	福井県
市区町村	-
問い合わせ先	福井県 農林水産部 県産材活用課 ふくいの木利用室
担当部署	福井県 農林水産部 県産材活用課 ふくいの木利用室
電話番号	0776-20-0449
事業名	県産材を活用したふくいの住まい支援事業(リフォーム)
事業の概要	○助成条件 ・県内に自らが所有する住宅のリフォーム(増改築、模様替え、修繕等の住宅新築以外の工事)を行うもの ・県産材住宅コーディネーター等と設計または施工の契約をするもの ○助成額 ①柱など構造材で㎡換算したもの・・・7千円/㎡ ②板材等で㎡換算したもの・・・5千円/㎡ 上記①および②の合算額(上限15万円) ○木材利用証明方法 木材納入証明書に基づき県が審査 ○予算額 15,840千円

項目	概要
都道府県	岐阜県
市区町村	
問い合わせ先	
担当部署	林政部県産材流通課木造建築推進室
電話番号	058-272-8487
事業名	ぎふの木で家づくり支援事業
事業の概要	◆予算額 92,300千円(社会資本整備総合交付金活用) ◆補助内容について 県内外に新築する木造住宅において構造材に県産材を一定量以上使用した施主に対し、構造材と内装材の県産材使用量に応じて支援。 また、県内で住宅の改修において内装材に県産材を一定量以上使用した施主に対し、内装材の県産材使用量に応じて支援。 1) 県内新築タイプ(最大補助額:32万円) 募集棟数300棟 <構造材+内装材> ○ 構造材の県産材※率が80%以上の場合、構造材と内装材の県産材使用量に応じて支援 県産構造材※20千円/m³+ぎふ証明材の内装材2千円/m² 補助額 15万円～30万円 ○ 内装材にぎふ性能表示材等※を使用した場合に加算(400円/m²、上限2万円/棟) 加算額 ～ 2万円 2) 県内改修タイプ(最大補助額:16万円) 募集棟数30棟 <内装材> ○ 内装材に、ぎふ証明材を20m²以上使用(上限70m²)した場合、1m²当たり2千円助成 補助額 4万円～14万円 ○ 内装材にぎふ性能表示材等※を使用(20m²以上使用)した場合に加算(400円/m²、上限2万円/棟) 加算額 ～ 2万円 3) 県外新築タイプ(最大補助額:20万円) 募集棟数60棟 <構造材+内装材> ○ 構造材の県産材※率が80%以上の場合、構造材と内装材の県産材使用量に応じて支援 県産構造材※20千円/m³+ぎふ証明材の内装材2千円/m² 補助額 15万円～20万円 ※の県産材条件:「ぎふ性能表示材」又は「ぎふ証明材かつJAS製品」

項目	概要
都道府県	岐阜県
市区町村	
問い合わせ先	
担当部署	林政部県産材流通課木造建築推進室
電話番号	058-272-1111(内線4366)
事業名	産直住宅普及活動支援事業
事業の概要	○事業概要 県が認定している産直住宅建設団体等に対し、団体やその構成員が建設した産直住宅の施主に対し木質部材等を贈呈する費用(建設支援タイプ)や、団体が行う各種PR活動(活動支援タイプ)について助成。 ○予算額 9,500千円 ○助成条件等 【活動支援タイプ】 ・産直建設団体等が行う以下の産直住宅普及活動の経費の一部を助成する。 1) 産直住宅の建設に関する一連の工程及び地元市町村を巡るツアー 2) 産直住宅需要者向けセミナー等の開催 3) モデル住宅を活用した、産直住宅の普及啓発・消費者相談会等の開催 4) 産直住宅の建設促進に向けた地域材住宅供給関係者による体制強化・研究活動等の支援 5) 展示会、現場見学会、パンフレットの作成等産直住宅の普及活動 ・補助率等 補助率1/2以内 【建設支援タイプ】 ・産直住宅建設団体又はその構成員が建設した産直住宅の施主に対し下記のものを贈呈する場合、その経費の一部を助成する。 1) 県内産の木質部材(大黒柱、調湿用木炭、間伐材量、難燃材等)の贈呈 2) 住宅完成保証制度の加入 ・補助率等 補助率1/3以内 1棟当たり35千円上限(事業費105千円/棟)

項目	概要
都道府県	岐阜県
市区町村	高山市
問い合わせ先	担当: 和田
担当部署	都市政策部 建築住宅課
電話番号	0577-35-3159
事業名	伝統的大工技術等承継事業補助金
事業の概要	地域の伝統的な技法の活用を促進し、伝統的な技法の継承と地場産業の振興、美しい景観と潤いのあるまちづくりを推進するため、地域の伝統的な技法による建造物の修景等に助成 補助事業の要件 ・伝統的な技法を用い、周囲の景観と調和するように配慮して行う建造物等の整備（例：左官塗装、板張り、木製建具、日本庭園） ・建造物の修景、塀や庭等の外構部分等で、道路等公共空間から眺望できる部分、もしくは店舗等の内装で容易に視認できる部分に限る ・施工者は市内に主たる事業所を有することが必要 補助額 対象事業経費の1/3（補助限度額：50万円） 予算額 10,000,000円

項目	概要
都道府県	岐阜県
市区町村	高山市
問い合わせ先	
担当部署	環境政策部 森林政策課
電話番号	0577-35-3143
事業名	匠の家づくり支援事業補助金
事業の概要	市産材需要拡大及び地場産業活性化により、高山市の「健全な森林づくり」を推進する事業 ①市内建築主（市内）型 補助対象者：建築主 建築主：市民または市内法人 建築場所：市 補助内容：構造材の市産材使用量に応じ2万円/立方メートル、内装材の市産材使用面積に応じ2千円/平方メートルの合計額（補助限度額：30万円） ②市内建築主（市外）型 補助対象者：建築事業者 建築主：市民または市内法人 建築場所：市外 補助内容：構造材の市産材使用量に応じ2万円/立方メートル、内装材の市産材使用面積に応じ2千円/平方メートルの合計額を上限として、建築事業者が建築主に贈呈する目的で市産家具等の木製品を購入した額（補助限度額：30万円） ③市外建築主型 補助対象者：建築事業者 建築主：市外の個人または市外法人（国外を含む） 建築場所：市内・市外（国外を含む） 補助内容：構造材の市産材使用量に応じ2万円/立方メートル、内装材の市産材使用面積に応じ2千円/平方メートルの合計額を上限として、建築事業者が建築主に贈呈する目的で市産家具等の木製品を購入した額（補助限度額：30万円） ※いずれも主な構造材のうち市産材を60%以上使用することが補助要件 予算額：32,500,000

項目	概要
都道府県	岐阜県
市区町村	高山市
問い合わせ先	
担当部署	商工労働部 商工振興課
電話番号	0577-35-3144
事業名	伝統的工芸品産業技術修得補助金及び研修事業補助金
事業の概要	伝統建築産業などに係る技術の継承と振興を図るため、当該産業の後継者育成事業所及び研修者に対し助成を行うもの。 ・対象者 研修事業費補助金：市内に所在し、後継者を育成しようとする対象事業所で、同業者で組織する組合に加入し、かつ伝統的な技術を研修者に指導することが可能な伝統建築事業所で、組合の推薦を受けた事業所 ・技術修得補助金：上記で定める対象事業所において就業し、技術を習得しようとするもので次のいずれにも該当する者 ・ 満45歳未満の者で、新たに（終業後12月未満の者に限る）対象産業に従事する者 ・ 組合の推薦を受けた者 ・ 技術修得後、市内で伝統建築産業に従事する意思を有する者 ・ 補助対象期間内に、職業能力開発促進法第44条に規定する技能検定2級を受験する者 ・事業所の定義：下記に掲げる伝統的な木造建築にかかわる業種（伝統建築産業）のうち、伝統的な技術を現に保有及び活用している事業所 建築大工、かわらぶき、左官、建具製作、畳政策、建築板金（伝統的な木造建築にかかわる業種） ・研修者：対象事業所に就業し、かつ伝統建築産業に従事し、当該産業の技術を修得しようとする者 ・補助金：対象事業所に対し月額20,000円 研修者に対し月額50,000円 ・補助対象期間：研修者が技術修得のために研修に従事している期間。申請の月から60ヶ月を限度とする。 ・予算額：18,720,000

項目	概要
都道府県	岐阜県
市区町村	恵那市
問い合わせ先	恵那市役所
担当部署	農林部 林政課
電話番号	0573-26-6833
事業名	えなの木省エネ住宅建設支援事業
事業の概要	予算額：R6年度 7,000,000円 助成条件： ・恵那市内の建築業者の施行に限る ・国内に新築する一戸建て、かつ、省エネ基準に適合する住宅であること（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）第1条第1項第2号に規定する建築物エネルギー消費性能基準） ・建設する住宅工事において、住宅の柱及び土台を構成する材料の80%以上に市産材を使用する住宅であること ・令和4年4月1日以降に交付対象者と市内に本店を有する建築業を営む者との請負契約により建築された住宅であること。 ・住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条に基づく住宅性能表示評価により、日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）の別表1に基づき、劣化対策等級（構造躯体等）が等級2以上に適合するものとして評価された住宅であること。 ・一般財団法人建築環境・省エネルギー機構が認定する気密測定技能者が実施する気密性能試験結果において、相当隙間面積の値が1平方メートル当たりにつき、1平方センチメートル以下と評価された住宅であること。 ・第6条の交付申請をしようとする年度が属する10月31日までに建設が完了した住宅であること。 対象者：自ら居住する住宅を国内に新築する方。 補助金額： 【定額】住宅を新築する場合 20万円・【加算】市内に建設する場合 20万円・【加算】長期優良住宅建設等計画の認定を受けている場合・10万円 木材利用証明方法： 市産材証明書の写し（市の区域内の山林から森林法（昭和26年法律第249号）その他の法令に照らし手続が適切に行われ、伐採された原木を使用し生産されていることが分かる証明書）

項目	概要
都道府県	岐阜県
市区町村	郡上市
問い合わせ先	
担当部署	農林水産部 林務課
電話番号	0575-67-2121
事業名	郡上市産材住宅建設等支援奨励金制度
事業の概要	郡上市内への定住促進と郡上市産材の利用拡大を図るため、住宅若しくは店舗等の新築・増改築・リフォームに対し、市で定め一定の要件を満たした場合に奨励金を交付するものです。 交付対象者 次のそれぞれの要件を満たす方となります。 1. 郡上市に住所を有し、申請する住宅に居住する方。(住宅完成後に郡上市に転入する方で、申請する住宅に居住する方も対象とします。)事業者は市内に常に使用する事務所又は事業所を有する個人又は法人とします。 2. 市内で建築業を営む者と契約し、市産材を使用した住宅、事務所又は事業所とします。 3. 住所地における市町村税及びこれに準ずる納付金の滞納のない方。 4. 交付対象となった住宅等に5年以上居住することが確実であると見込まれる方。 奨励金額 郡上市産材使用量(m3)×30,000円(1m3未満は切り捨てとし、上限70万円) ※新築、リフォーム、増改築いずれにおいても上限まで構造材及び内装材の使用について申請することができます。 申込方法 対象となる住宅や店舗等の着工する日の2週間前までに次の書類を提出してください。 ・奨励金交付申込書(市ページからダウンロードできます) ・必要書類(申込書に明記)

項目	概要
都道府県	岐阜県
市区町村	下呂市
問い合わせ先	下呂市
担当部署	農林部林務課
電話番号	0576-53-2010(内線142)
事業名	下呂の森が育んだ木の家推進事業
事業の概要	地域材(ぎふ証明材)を一定量以上使用して住宅、非住宅建築物を新築又は増改築する経費に対する補助事業 ○予算額:29,700千円 ○対象者:下呂市と「下呂の森が育んだ木の家推進事業」建築物木材利用促進協定を締結した市内建築事業者 ※建築事業者を通じて建築主を支援 ○補助金額:以下①～④にそれぞれ記載する額(次の(1)～(3)に活用する) (1) 建築主支援:建築主へ当事業補助総額の2分の1以内の額と木工製品を支援 (2) 事業者支援:当事業補助総額から建築主支援額(1)を差引いた額を木材利用の促進、普及啓発、担い手育成、技術向上又は試作開発費等に活用 (3) 林業・木材産業支援:林業関係者の直接又は間接的な支援若しくは木育や地域材を利用した木工製品の普及に努める ①住宅新築タイプ ◇補助金額:地域材使用量に応じ1㎡あたり2万円を乗じた額(上限50万円) ◇要件:地域材を5㎡以上かつ構造材に60%以上使用、国内で新築される木造住宅 ②住宅増改築タイプ ◇補助金額:増改築に係る木工事費のうち地域材購入に要する費用の1/3以内の額(上限25万円) ◇要件:地域材を1㎡以上使用もしくは10㎡以上使用、国内で増改築される住宅又は併用住宅 ③非住宅新築タイプ ◇補助金額:地域材使用量に応じ1㎡あたり2万円を乗じた額(上限50万円) ◇要件:国・県の補助事業の対象とならない延床面積300㎡程度の民間建築物、地域材を5㎡以上かつ構造材に60%以上使用、市内で新築される木造住宅 ④非住宅増改築タイプ ◇補助金額:増改築に係る木工事費のうち地域材購入に要する費用の1/3以内の額(上限25万円) ◇要件:国・県の補助事業の対象とならない延床面積300㎡程度の民間建築物、地域材を1㎡以上使用もしくは10㎡以上使用、市内で増改築される非住宅

項目	概要
都道府県	岐阜県
市区町村	下呂市
問い合わせ先	下呂市
担当部署	農林部林務課
電話番号	0576-53-2010(内線142)
事業名	地元材住宅支援事業(木造住宅担い手育成事業)
事業の概要	担い手の育成及び木造住宅の普及を目的とし実施する研修会、講習会等に要する経費に対する補助事業 ○予算額:200千円 ○対象者:木造住宅関係団体 ○補助金額:補助対象経費の1/2以内の額

項目	概要
都道府県	静岡県
市区町村	
問い合わせ先	経済産業部 森林・林業局 林業振興課
担当部署	県産材利用班
電話番号	054-221-2691
事業名	住んでよし しずおか木の家推進事業
事業の概要	1 予算額 200百万円の内数 2 助成額(1棟あたり) 「しずおか優良木材等」の使用量及び使用面積に応じて最大30万円を助成 3 応募条件 ・自らが居住するために、静岡県内において住宅を取得(新築・増改築)またはリフォームすること。 ・新築・増改築は、「しずおか優良木材等」を4m³以上使用すること。 ・「しずおか優良木材等」を使った部分の施工完了が令和7年3月8日以前であること。 ・施工者は、県内に事業所または営業所を有する建築事業者であること。 ・住宅の設計者または施工者が「しずおか木の家推進事業者」であること。 ・施工者の製品購入先が、静岡県産材証明制度により産地を証明でき、かつ合法性を証明できる業者であること。 ・アンケートや住宅見学会開催に協力できること。

項目	概要
都道府県	静岡県
市区町村	
問い合わせ先	くらし・環境部建築住宅局住まいづくり課
担当部署	企画班
電話番号	054-221-3071
事業名	省エネ住宅普及推進事業
事業の概要	1 予算額 約20百万円 2 助成額(1棟あたり) 省エネ性能が高い住宅を新築又は購入する場合、 「しずおか優良木材等」の使用量及び使用面積に応じて最大30万円を加算 3 応募条件 ・戸建て住宅の新築及び戸建て新築住宅の購入であること ・県内中小工務店が施工するものであること(住宅フランチャイズに加盟しているものを除く) ・ZEH水準の省エネ性能を満たすこと ・申請者が子育て世帯及び若者夫婦世帯を除く世帯であること(加算分) ・「しずおか優良木材等」を4m³以上使用すること。 ・施工者の製品購入先が、静岡県産材証明制度により産地を証明でき、かつ合法性を証明できる業者であること。

項目	概要
都道府県	静岡県
市区町村	
問い合わせ先	くらし・環境部建築住宅局住まいづくり課
担当部署	企画班
電話番号	054-221-3081
事業名	ふじのくにライフスタイル創出住宅リフォーム事業
事業の概要	1 予算額 約90百万円 2 助成額(1棟あたり) テレワークスペースの確保に係るリフォームをする場合、 「しずおか優良木材等」の使用量及び使用面積に応じて最大14万円を加算 3 応募条件 ・申請者が子育て世帯及び若者夫婦世帯であること ・申請者が住宅居住者又は居住予定者の個人であること ・対象住宅は耐震性を有し、かつ新築後1年以上経過した静岡県内のものであること ・静岡県内に本店又は支店、営業所を有する建設業者等が施工するものであること ・テレワークスペースの確保に係るリフォームを行うこと (加算分) ・「しずおか優良木材等」を10m²以上使用すること。 ・施工者の製品購入先が、静岡県産材証明制度により産地を証明でき、かつ合法性を証明できる業者であること。

項目	概要
都道府県	愛知県
市区町村	岡崎市
問い合わせ先	経済振興部
担当部署	中山間政策課林政企画係
電話番号	0564-82-3102
事業名	岡崎市産材住宅建設事業費補助金
事業の概要	・対象及び条件 (主要構造材の場合) 施主:材積1㎡以上の岡崎市産材を使用して、岡崎市において新築・増築・改築をすること。 建築業者:岡崎市産材を使用した新築等を施主に斡旋した者 (内装材の場合) 施主:面積10㎡以上の岡崎市産材を使用して、岡崎市において新築・増築・改築をすること。 建築業者:岡崎市産材を使用した新築等を施主に斡旋した者 ・補助金額 (主要構造材の場合) 施主:使用した材積1㎡当たり 25,000円(上限30万円) 建築業者:使用した材積1㎡当たり 25,000円(上限5万円) (内装材の場合) 施主:使用した面積1㎡当たり 5,000円(上限20万円) 建築業者:使用した面積1㎡当たり 5,000円(上限5万円)

項目	概要
都道府県	三重県
市区町村	
問い合わせ先	
担当部署	農林水産部 森林・林業経営課
電話番号	059-224-2565
事業名	「三重の木」等利用拡大推進事業
事業の概要	【予算額】 2,100千円 県産材PRイベントの開催及び展示会への出展 「三重の木」等の県産材を使った木造住宅の建築促進及び内装材等の利用促進を目的として、素材生産者、「三重の木」認証事業者等、建築士等と連携し、建築相談会及び住宅の構造見学会や木工教室、木づかいを推進するイベント等の県産材PRイベントを開催する。 また、首都圏等での県産森林認証材の販路拡大を目的として、首都圏等で開催される木材関係展示会に出展しPRを行う。

項目	概要
都道府県	三重県
市区町村	
問い合わせ先	
担当部署	農林水産部 森林・林業経営課
電話番号	059-224-2565
事業名	みえの木建築コンクール
事業の概要	【予算額】 1,631千円 住宅コンクールの開催 三重県産材の良さを広く県民にPRすることで、県内の木づかいの気運醸成と、県産材の需要拡大を推進することを目的として、県産材を目に見える形で活用した、優良な建築物の建築主及び設計、施工に関わった者を表彰するコンクールを開催する。

項目	概要
都道府県	滋賀県
市区町村	
問い合わせ先	滋賀県琵琶湖環境部びわ湖材流通推進課
担当部署	滋賀県琵琶湖環境部びわ湖材流通推進課
電話番号	077-528-3915
事業名	木の香る淡海の家推進事業
事業の概要	■予算 53,228千円 ■概要 ・木造住宅等の新設に対する支援 県内で新設される住宅、店舗または事務所等を対象として、びわ湖材等の使用量に応じて支出される助成金およびその支払業務に要する経費を補助する。 ・既存住宅の木質化改修に対する支援 県内に既存する住宅、店舗または事務所等における内装木質化を対象として、びわ湖材の使用量に応じて支出される助成金およびその支払業務に要する経費を補助する。 ・木塀設置への支援 県内に既存する住宅、事務所、店舗等におけるびわ湖材を使用する木塀の設置に対する助成金およびその支払業務に関する経費を補助する。 ■助成額 【木造住宅等の新設に対する支援】 ・1戸あたりのびわ湖材等の使用量7.5m³以上15m³未満 : 助成金額30万円 ・1戸あたりのびわ湖材等の使用量15m³以上20m³未満 : 助成金額40万円 ・1戸あたりのびわ湖材等の使用量20m³以上 : 助成金額50万円 【既存住宅の木質化改修に対する支援】 ・内装仕上材1m²あたり3千円。補助金上限額20万円 【木塀設置に対する支援】 ・1m²あたり5千円。補助金上限額30万円

項目	概要
都道府県	京都府
市区町村	
問い合わせ先	
担当部署	京都府農林水産部林業振興課木材利用促進係
電話番号	075-414-5011
事業名	ひろがる京の木整備事業(住宅タイプ)
事業の概要	・R6予算額: 40,500千円 ・助成対象者: 緑の工務店等(登録制) ・木材利用の証明: 京都府指定認証機関発行の「京都の木証明書及びウッドマイレージCO:京都の木認証書」 ・補助金の額: 京都の木証明書が発行された木材は木材購入費の10%以内(補助金の上限額6万円/㎡) ウッドマイレージCO:京都の木認証書が発行された木材は木材購入費の15%以内(補助金の上限額9万円/㎡) 北山丸太製品及び京銘竹製品は製品購入費の50%以内(補助金の上限額4万円) →府内産木材のうち、横架材を使用した場合は、対象製品の購入費に15%加算 →府内産木材のうち、木材の生産・加工・流通に係る事業者が連携したグループにより調達された木材を使用した場合、補助率に5%加算 →初めて本事業の補助金の交付を受ける事業者について、5%加算 ・事業内容: 住宅において、京都府産木材(京都の木証明木材又はウッドマイレージCO:京都の木認証木材)を利用した建築物の木造化や木質化を支援。 ・交付条件: 国、地方公共団体又はその他の公的機関が所有又は整備するものでないこと 仮設のものでないこと 宗教活動や政治活動に用いるものでないこと 工事期間中、府内産木材の普及啓発に協力すること 交付対象者が府内産木材の使用に係る経費について国等からの補助金、交付金その他の給付金を受けていないこと

項目	概要
都道府県	京都府
市区町村	京都市
問い合わせ先	産業観光局農林振興室林業振興課
担当部署	産業観光局農林振興室林業振興課
電話番号	075-222-3346
事業名	みやこ杉木普及促進事業補助金
事業の概要	京都市内の建築物等で「みやこ杉木（京都市認証木材）」を使用し、木の魅力の発信に協力いただける方を対象に、みやこ杉木の購入費用の一部を補助します。 ◆みやこ杉木普及促進事業補助金 ○予算額：20,000千円 ○補助条件： ・京都市内の住宅の新築または増改築：みやこ杉木を購入するのに要した費用の2分の1以内を補助（上限160千円） ・京都市内の店舗等の新築または増改築：みやこ杉木及びみやこ杉木製品※を購入するのに要した費用の2分の1以内を補助（上限1,600千円、みやこ杉木製品の購入に対する補助額はみやこ杉木の購入に対する補助額を超えないものとする） ※事業終了後に移動できるもの。 ◆みやこ杉木認証制度（京都市木材地産表示制度） ・京都市内の森林で関係法令に違反することなく伐採し生産された原木丸太を生産事業体※が加工し、適切に認証木材であることを表示し出荷した製材品 ・生産事業体※が適切に認証木材であることを表示し出荷した、地域団体商標「北山丸太」の表示基準に適合する北山丸太及びその製材品 ※推進機関へ登録され、認証木材であることを適切に表示できる事業体



項目	概要										
都道府県	大阪府										
市区町村	河内長野市										
問い合わせ先	nourin@city.kawachinagano.lg.jp										
担当部署	環境経済部農林課										
電話番号	0721-53-1111										
事業名	河内長野市おおさか河内材活用支援事業補助金										
事業の概要	河内長野市内で「おおさか河内材」を使用した住宅や店舗等の新築や増改築を行う場合、費用の一部を補助いたします。 【内容】 河内長野市内で「おおさか河内材」を0.1立方メートル以上使用した住宅等の新築や増改築等した場合、使用量等に応じて費用の一部を補助(最大200万円)。なお、補助対象部分の工事が年度内に終了するものが対象。 【補助金額について(河内長野市産材の場合)】 <table> <tr> <td>使用量5㎡まで</td><td>100,000円×使用量(㎡) (補助金の上限額 500,000円)</td></tr> <tr> <td>使用量10㎡まで</td><td>500,000円+90,000円×(使用量(㎡)－5㎡) (補助金の上限額950,000円)</td></tr> <tr> <td>使用量15㎡まで</td><td>950,000円+80,000円×(使用量(㎡)－10㎡) (補助金の上限額1,350,000円)</td></tr> <tr> <td>使用量20㎡まで</td><td>1,350,000円+70,000円×(使用量(㎡)－15㎡) (補助金の上限額1,700,000円)</td></tr> <tr> <td>使用量20㎡を超える</td><td>1,700,000円+60,000円×(使用量(㎡)－20㎡) (補助金の上限額2,000,000円)</td></tr> </table> 備考 1 使用量とは、補助対象事業の実施のために認定事業者(大阪府が実施するおおさか材認証制度により登録された認定事業者)から購入したおおさか河内材の量とする。 2 おおさか河内材の使用量に0.1立方メートル未満の端数がある場合は、これを切り捨てた値とする。 3 産地が千早赤阪村及び河南町の産地であるおおさか河内材を使用する場合は、当該使用量にかかる補助金額に0.5を乗じた額とする。 4 既に補助金を受けた店舗等が再度申請を行う場合の補助金額は、前回の使用量と今回の使用量とを合計し、それを基に算出した補助金額から前回の補助金額を差し引いた額とする。 ただし、前回の補助金を交付した年度の翌年度から起算して10年を経過している場合は、この限りではない。	使用量5㎡まで	100,000円×使用量(㎡) (補助金の上限額 500,000円)	使用量10㎡まで	500,000円+90,000円×(使用量(㎡)－5㎡) (補助金の上限額950,000円)	使用量15㎡まで	950,000円+80,000円×(使用量(㎡)－10㎡) (補助金の上限額1,350,000円)	使用量20㎡まで	1,350,000円+70,000円×(使用量(㎡)－15㎡) (補助金の上限額1,700,000円)	使用量20㎡を超える	1,700,000円+60,000円×(使用量(㎡)－20㎡) (補助金の上限額2,000,000円)
使用量5㎡まで	100,000円×使用量(㎡) (補助金の上限額 500,000円)										
使用量10㎡まで	500,000円+90,000円×(使用量(㎡)－5㎡) (補助金の上限額950,000円)										
使用量15㎡まで	950,000円+80,000円×(使用量(㎡)－10㎡) (補助金の上限額1,350,000円)										
使用量20㎡まで	1,350,000円+70,000円×(使用量(㎡)－15㎡) (補助金の上限額1,700,000円)										
使用量20㎡を超える	1,700,000円+60,000円×(使用量(㎡)－20㎡) (補助金の上限額2,000,000円)										

項目	概要
都道府県	兵庫県
市区町村	
問い合わせ先	兵庫県
担当部署	林務課木材利用班
電話番号	078-362-9224
事業名	「ひょうご木の家設計支援事業」
事業の概要	【助成対象者】 兵庫県内に事業所又は事務所を置いており、建設業法その他の法令を遵守している建設業者 【助成条件】 県産木材を利用し、かつ木材の魅力を見せる木造住宅の設計を支援 1) 助成対象 ・令和6年4月以降に設計し、令和7年2月末までに施主と工事契約する住宅であること ・工務店等が県内に建築する新設木造住宅であること ・木材使用量のうち県産木材を30%以上使用し、居室において県産木材を使用した「梁、柱、天井、壁、床」のいずれかが目視できること 2) 助成費用 県産木材使用率30%以上 30万円／件 県産木材使用率概ね80%以上かつ横架材に県産木材を使用 40万円／件 【木材利用証明方法】 兵庫県木材業協同組合連合会による認証 【予算額】 51,500千円（300千円×45件＋400千円×95件）

項目	概要
都道府県	兵庫県
市区町村	
問い合わせ先	兵庫県
担当部署	林務課木材利用班
電話番号	078-362-9224
事業名	「ひょうごの木の家」建築促進事業
事業の概要	【助成対象者】 「ひょうご木の匠の会」会員 ※兵庫県産木材を使用した木造住宅の建築の担い手であり、下記の条件を満たす工務店を「ひょうご木の匠」として登録。 ① 兵庫県内に事務所又は営業所を置いている。 ② 性能が明確な木造住宅を供給できる。 ③ 兵庫県産木材を利用する技術がある。 ④ 兵庫県産木材を使用した木造住宅の建築を増やす意欲がある。 ⑤ 県民に県産木材を利用した住宅をPRしていく意欲がある。 【助成条件】 県産木材を使用して建築した木造住宅の見学会や住宅の建築を検討している方のための相談会の開催費用を支援 1) 助成対象 イベント会場に、以下のアイテムの展示や配置を行うこと ・来場者アンケート(様式第5号(裏面に掲載)) ・のぼり2本以上(木の匠の会作成配付のもの) ・県産木材を使うことの意義や木材の効用などのパネルまたはポスター (県林務課よりフォーマットの提供可能) ・県産木材利用促進施策のPRができるパンフレットなどの資料 2) 助成費用 2者以上の会員が共催する場合 上限 10万 円/回 1者で主催する場合 上限 5万 円/回 【予算額】 2,000千円

項目	概要
都道府県	和歌山県
市区町村	
問い合わせ先	和歌山県庁
担当部署	農林水産部 森林林業局 林業振興課 木材産業班
電話番号	073-441-2968
事業名	紀州材で建てる地域住宅支援事業
事業の概要	【趣旨】 県内に自ら居住するための乾燥紀州材を使用した住宅を新築・増築・改築・リフォームする者を対象として、下記の要件により木材の使用量に応じて助成。 【助成条件】 含水率25%以下の乾燥紀州材を使用していること。 <構造材等使用事業> 新築・増築・改築する木造住宅の構造材及び構造材と併せた内外装材の使用量に応じ、下記により助成 ・ 5～10m3未満 → 6万円／件 ・ 10～15m3未満 → 13万円／件 ・ 15m3以上 → 20万円／件 <内外装材整備事業> 新築・増築・改築・リフォームする住宅の可視部分に使用された乾燥紀州材の使用面積が20m2以上 → 定額5万円／件を助成 ※ただし、構造材等使用事業と内外装材整備事業の併用は不可 【木材利用証明方法】 県で定める紀州材認証システムに基づく紀州材証明書、県担当職員の現地検査による確認 【令和6年度予算】 4,700万円

項目	概要
都道府県	鳥取県
市区町村	-
問い合わせ先	鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課
担当部署	企画担当
電話番号	0857-26-7408
事業名	とっとり住まいる支援事業
事業の概要	県内事業者の施工により木造住宅を新築又は一定量以上の県産材を活用して住宅の改修を行う人に対し、県産材の使用状況等に応じて、新築の場合は最大100万円、改修の場合は最大50万円を助成を行う。助成の内容は以下のとおり。 【新築】 ・県産材10m3以上使用 定額15万円 [上乗せ助成] ・県産規格材(JAS格付、含水率20%以下)使用 1万円/m3(上限25万円) ・県産機械等級区分構造材使用 横架材3万円/m3、その他2万円/m3(上限30万円) ・県産CLT材1m3以上使用 定額5万円、県産内外装材使用 3千円/m2、県産木塀 3千円/m2(合計で上限20万円) ・伝統技能活用住宅で技能を4ポイント以上活用 定額20万円 ・子育て世代等 定額10万円 ・三世代同居等世帯 定額10万円 【改修】 ・構造材・下地材として県産材0.3m3以上使用 2万円/m3 ・県産内外装材見附面積1m2以上使用 2千円/m2(合計で上限25万円) [上乗せ助成] ・伝統技能活用改修で技能を2種以上活用 上限15万円 ・子育て世代等 定額10万円 ・三世代同居等世帯 定額10万円

項目	概要
都道府県	鳥取県
市区町村	八頭町
問い合わせ先	産業観光課 林業係 小出
担当部署	同上
電話番号	0858-76-0208
事業名	八頭町産材利用促進事業
事業の概要	・八頭町産材利用促進事業費補助金 (予算額) 200万円 森林環境譲与税を活用 (助成対象者) とっとり住まいる支援事業補助金の交付を受けた方で、町内の森林で伐採された木材を利用し、町内に木造住宅等を建築または改修された方。 (補助金の額) 町産材使用料に2万5千円/立方メートルを乗じた額(上限50万円) (木材利用証明方法) とっとり住まいる支援事業補助金の額の確定通知及び鳥取県産材販売管理票(鳥取県産材活用協議会)にて確認。

項目	概要
都道府県	鳥取県
市区町村	若桜町
問い合わせ先	若桜町役場経済産業課
担当部署	林業担当
電話番号	0858-82-2236
事業名	若桜町産材利用促進事業
事業の概要	町内の森林で伐採され町内で製材した木材を活用した木造住宅の建設、住宅の改修等に要する資金の一部を助成。 鳥取県環境にやさしい木の住まい建設資金助成条例及び環境にやさしい木の住まい建設等資金補助金交付要綱に基づき事業を実施する以下の者に対し、20万円を限度とし、町産材使用料1㎡に1万円を乗じた額を交付する。 (1)町産材を利用し、町内に木造住宅を建築又は改修した者。 (2)町長が認めた者

項目	概要
都道府県	島根県
市区町村	安来市
問い合わせ先	
担当部署	安来市 農林水産部 農林振興課 林業振興係
電話番号	0854-23-3335
事業名	安来市市産木材利用促進事業
事業の概要	(1)補助対象者の要件 ・安来市民であること(住宅の新築等により市民になる予定の者も含む) ・市税の滞納がないこと (2)補助の対象 次に掲げる全ての要件を満たす住宅工事であること。 ①建築用材として使用する市産木材の使用量が1㎡以上であること。 ②令和3年4月1日以後に工事が完了すること。 ③補助対象者又は同一世帯に属する者の名義で所有権保存登記又は所有権移転登記した住宅等であること。 ※「住宅等」とは、住宅及び住宅付属建物(住宅と同一敷地内にあって、住宅と構造を別にする倉庫、車庫、便所などの独立して居住し得ない建築物)をいう。 (3)補助金の額・限度額 建築用材に使用する安来市産木材1㎡当たり3万円(使用量の小数点以下は、小数点第2以下を切り捨て、第1位まで算定。 限度額:1戸当たり30万円) (4)実績報告 木材協会安来支部会員である納材業者・製材業者が交付する「市産材使用証明書」、木材市場・林業事業体が発行する木材取扱票のほか必要書類を添付し、市長に提出。 (5)施行期日:令和3年4月1日 (6)予算額:3,000千円(R3年度～R6年度 同額)

項目	概要
都道府県	島根県
市区町村	隠岐の島町
問い合わせ先	隠岐の島町
担当部署	農林水産課 農林振興係
電話番号	08512-2-8563
事業名	隠岐の島町産木材を生かした木造住宅づくり支援補助金
事業の概要	1. 補助内容 【基本支援】(上限400千円) ◆木材住宅に隠岐の島町産材を最低1m3以上使用した場合、1m3当たり20千円を補助します。 ※隠岐の島町産材とは、隠岐の島町内で生産、製材及び加工され、隠岐島木材業製材業協同組合が証明した木材です。 【加算措置】 ◆子育て世代の施主(自ら居住する住宅であること)の方は、基本支援と同等額を加算補助します。(上限:400千円) ※満18歳未満の子供がいること。(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間を含む。) ※世帯全員の住民票の提出が必要です。 2. 補助対象者 隠岐の島町内において、居住用の住宅を新築、増改築、修繕又は模様替えを行う者。

項目	概要
都道府県	島根県
市区町村	出雲市
問い合わせ先	農林水産部 森林政策課 森林整備係
担当部署	農林水産部 森林政策課 森林整備係
電話番号	0853-21-6996
事業名	出雲市産材を使用した住宅建築費補助事業
事業の概要	【予算額】 5,500,000円 【助成対象】 (新築・増築・改築) 出雲市内の自らが居住するための住宅で新築、増改築するもの (修繕・模様替え) 出雲市内の住宅で修繕・模様替えを行うもの 【助成金額】 (新築・増築・改築) 出雲市産木材の構造材への使用量1㎡あたり2万円<上限 20万円> ※中山間地域またはZEH住宅の場合は30万円、中山間地域かつZEH住宅の場合は40万円 (修繕・模様替え) 定額 5万円 ※中山間地域の場合、定額10万円 【採択要件】 (共通) ア しまねの木認証センターが認証した「しまねの木」で、構造材に県産木材を50%以上使用すること。 イ 木材の製材・加工業者が、出雲市内に主たる事業所(本店)を有する者(個人業者を含む。)であること。 ウ 施行業者が、出雲市内に主たる事業所(本店)を有する者(個人業者を含む。)であること。 エ 使用された市産木材について、森林法に基づく伐採届出等が提出されていること。 (新築・増築・改築) 出雲市産木材を構造材に1㎡以上使用していること。 (修繕・模様替え) 50万円以上の工事で、出雲市産木材を20万円以上使用していること。

項目	概要
都道府県	島根県
市区町村	
問い合わせ先	農林水産部林業課
担当部署	木材振興室
電話番号	0852-22-6749
事業名	県産木材建築利用促進事業
事業の概要	県産木材を積極的に使用する工務店について、「しまねの木」活用建築士・工務店認定制度により認定し、認定された工務店等が行う以下の取組を支援します。 (1)住宅建築支援 1戸当たり県産木材使用割合が標準木材使用量の60%以上の木造住宅について、県産木材の使用割合に応じて支援 【補助額(1戸当たりの県産木材使用割合)】 80～100%の部分:5万円/㎡、70～80%までの部分:3万円/㎡、60～70%までの部分:2万円/㎡ 【上限額】 新築の場合:37.5万円、増改築の場合:20万円 (2)県産木材使用割合向上支援 木造住宅に使う県産木材の割合を前年度に比べて5%以上引き上げるために行う取組を支援 【補助額】 経費の1/2以内 【上限額】 100万円/社

項目	概要
都道府県	島根県
市区町村	飯南町
問い合わせ先	
担当部署	産業振興課
電話番号	0854-76-2214
事業名	町産材住宅活用促進事業費補助金
事業の概要	町内で町産木材を10㎡以上使用して新築又は改築をする住居に対し、100万円を補助するもの。 10㎡以上に対しては1㎡毎に10万円を加算し、最大200万円を補助する。 町産材の使用については木材協会の証明書を必要とする。

項目	概要
都道府県	広島県
市区町村	
問い合わせ先	
担当部署	農林水産局林業課木材産業G
電話番号	082-513-3688
事業名	県産材消費拡大支援事業
事業の概要	【対象者】 ①住宅建築事業者 ②プレカット加工業者 【対象建築物】 木造建築物(住宅、非住宅) 【対象条件】 ○広島県産材を建築物の主要構造部材に利用することを標準仕様とすること ○広島県と2028年3月31日までの広島県産材利用に関する協定を締結すること ○広島県内の製材工場と2028年3月31日までの広島県産材製品安定需給に関する協定を締結すること 【補助額】 ①住宅建築事業者 県産材を使用した木造建築物の建築に対し、県産材利用量に応じて助成(3,300円/㎡) ②プレカット加工業者 県産材を使用した木造建築物の建築に対し、県産材利用量に応じて助成(3,300円/㎡) 木造建築物を年間10棟未満建築する者に対し、県産材を供給した場合、その提案に要する経費を助成(3.4万円/者) 【上限額】 上限なし ※詳しくは広島県のHPに掲載しております、令和6年度事業の実施要領、事業案内パンフレットをご覧ください。 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hiroshimanomorizukuri/kensanzaizyuutakushien.html 

項目	概要
都道府県	広島県
市区町村	庄原市
問い合わせ先	0824-73-1151
担当部署	環境建設部都市整備課
電話番号	0824-73-1151
事業名	木造住宅耐震改修促進事業
事業の概要	○事業概要 木造住宅の耐震診断及び耐震改修等工事に要する費用の一部を補助する制度 ○補助事業 耐震診断、耐震改修工事、現地建替え工事、非現地建替え工事、除却工事 ○補助対象者 補助対象建物の所有者又は現に居住している者 ○予算額 補助事業 総額4,716千円 ○助成条件 ・昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅又は併用住宅 ・居住の実態があること ・地階を除く階数が3以下であること ・耐震性がないこと(耐震診断等により確認) ○補助額 ・耐震診断:対象経費額の2/3、上限4万円 ・耐震改修、現地建替え:対象経費額の4/5、上限100万円 ・非現地建替え工事、除却工事:除却経費額の23%、上限83.8万円

項目	概要
都道府県	広島県
市区町村	庄原市
問い合わせ先	0824-73-1124
担当部署	企画振興部林業振興課
電話番号	0824-73-1124
事業名	地域木材住宅建築普及奨励金
事業の概要	○事業概要 地域材(庄原市産材)の使用量に応じた次の額を奨励金として交付 2立方メートル以上5立方メートル未満 10万円 5立方メートル以上10立方メートル未満 20万円 10立方メートル以上20立方メートル未満 40万円 20立方メートル以上 60万円 ○交付対象者 市内において自らの住宅を建築又は改築して居住する者 ○予算額 事業費 2,000千円 ○木材利用量の確認方法 使用木材明細の提出及び現地確認等

項目	概要			
都道府県	山口県			
市区町村				
問い合わせ先	一般社団法人山口県木材協会			
担当部署				
電話番号	083-922-0157			
事業名	やまぐち木の家づくり推進事業			
事業の概要	予算額:26,290千円			
	補助要件 県内に自らが居住するための新築の一戸建て住宅のうち、以下の条件を満たすもの。 ※増築については、増築部が以下の条件を満たすもの ○優良県産木材使用量が10㎡以上または延床面積が80㎡以上 ○構造材に占める優良県産木材の使用割合が60%以上で以下のいずれかに該当 ・県産板材の使用量が100㎡以上 ・下地材等を加えた県産木材の割合が70%以上 ○住宅性能表示で次の3項目の基準を満たすもの ・耐震性【耐震等級3又は免震建築物】 ・耐久性【劣化対策等級3】 ・省エネ性【断熱性能等級5以上、一時エネルギー消費量等級6以上】			
	補助金額			

延べ床面積	80㎡以上	110㎡未満	250千円
	110㎡以上	130㎡未満	350千円
	130㎡以上		450千円

または、

優良県産木材	10㎡以上	15㎡未満	250千円
	15㎡以上	19㎡未満	350千円
	19㎡以上		450千円

項目	概要
都道府県	山口県
市区町村	山口市
問い合わせ先	農林水産部 農林整備課
担当部署	林業振興担当
電話番号	083-934-2819
事業名	山口市市内産木材利用促進事業
事業の概要	予算額 5,000,000円(1件当たりの補助金額上限は250,000円)
	助成条件(交付要件) (1) 山口市内産木材を使用し、建築主自らが居住する目的で新築もしくは全部改装された戸建て住宅であること (2) 山口市内に本店を置く工務店等による住宅の建築であること (3) 住宅の建築場所が山口市内であること (4) 使用する木材が山口市内産であることの証明が可能であること (5) 山口県が実施する「やまぐち木の家づくり推進事業」において、令和6年度に補助金の額の確定を通知されていること (6) 令和6年度末までに事業を完了すること
	助成条件(交付対象者) (1) 建築主本人が居住する目的で建築し、居住または居住を誓約すること (2) 建築主の住民票に記載される住所は、住宅が建築された場所であること (3) 市税の滞納がないこと (4) 使用する木材の産地となる山林及び立木が、建築主の所有でないこと
	木材利用証明方法 市の木材使用明細書又は当該証明書と同様の事項を記載した書類の提出による

項目	概要
都道府県	山口県
市区町村	萩市
問い合わせ先	
担当部署	林政課
電話番号	0838-25-4194
事業名	地域産木材活用促進事業補助金
事業の概要	事業概要 住宅等の建築に萩市産の木材を使用する場合に補助金を交付するもの。 予算額 3,650千円 補助概要 【補助対象者】住宅等の所有者 【補助対象経費】地域産木材の資材の購入に係る経費 【補助金額】3万5千円/㎡(上限70万円/棟) 【補助対象者】住宅等の施工業者 【補助対象経費】地域産木材をPRする見学会等の宣伝広告に係る経費 【補助金額】5万円/棟 補助要件 【補助対象者】 ①市内に住所を有する者又は1年以内に居住する予定者 ②萩市の他の補助金を受けていない者 【補助対象経費】 ①萩市内に本店又は営業所を置く施工業者による萩市内の住宅等の新築又は既存住宅等の増改築に係るもの ②地域産木材を1㎡以上使用するもの ③目に見える部分に地域産木材が使用されているもの ④対象とする物件の見学会の開催へ協力するもの 【補助対象者】市内に本店を置く事業者 【補助対象経費】 ①萩市内で施工する住宅等の新築又は既存住宅等の増改築に係るもの ②施主が萩市内に住所を有する又は1年以内に萩市内に居住する予定の者であるもの ③地域産木材を10㎡以上使用するもの ④対象とする物件の見学会を開催するもの

項目	概要
都道府県	徳島県
市区町村	阿波市
問い合わせ先	農地整備課
担当部署	農地整備課
電話番号	0883-36-8721
事業名	阿波市木造住宅建築推進事業補助金
事業の概要	<新築> 【補助額】 1坪あたり1万円(上限額50万円) 【補助要件】 ・県産材を主要部材の60パーセント以上使用して建築し、かつ住宅部分の床面積が40平方メートル以上280平方メートル以下の木造専用住宅、又は延べ床面積の二分之一以上を住宅部分が占める併用住宅 ・阿波市内に住所・事務所を有する建築士が設計・工事監理を行う木造住宅 ・阿波市内に住所・事務所を有する大工・工務店により建築される木造住宅 ・阿波市に住所を有している又は住所を有する予定の者で、自己の居住の用に供するための住宅を新築する方。 ・補助対象住宅の建築工事が未着工であること。 ・令和7年3月31日までに建築工事が完了する予定であること。 ・補助対象住宅と同一の敷地内において、阿波市木造住宅建築推進事業補助金の交付を受けていない者であること。

項目	概要
都道府県	徳島県
市区町村	三好市
問い合わせ先	農林政策課
担当部署	農林政策課
電話番号	0883-72-7618
事業名	三好地域木造住宅推進事業補助金
事業の概要	<新築> 【補助額】 上限100万円 【補助要件】 ・三好市内に自ら居住するための木造住宅を新築する者であること。 ・住宅部分の床面積が80m²以上、280m²以下であること。 ・床・壁・天井に断熱材を使用した内容と同等以上の断熱性能を有している住宅であること。 ・大引き、根太、管柱、通柱、小屋束、母屋、小屋垂木、野地板、間柱、野縁については三好産材を使用すること。 ・構造上主要な柱(通柱及び隅柱)及び土台の寸法を10.5cm角以上とすること。 ・床下の湿気対策のため、厚さ6cm以上のコンクリートを打設した住宅、またはこれと同等以上の性能を有すると認められた住宅であること。 ・設計は、三好地域木造住宅推進協議会の会員である設計業者が行うこと。また、同一会員が設計、施工、製材を兼務できない。 ・施工は、三好地域木造住宅推進協議会の会員である施工業者が行うこと。 ・製材は、三好地域木造住宅推進協議会の会員である施工業者が行うこと。 ・過去にこの事業による補助金の交付を受けたことがない者。 <改修> 【補助額】 30万円(1㎡あたり5千円上限) 【補助要件】 ・居室の内装または外装(床・壁・天井・軒天等)の見えがかり部分に使用する木材の面積に対して1㎡あたり5,000円とする。 ・改修工事に使用した木材費の4/5を補助額とする。 ・以上のどちらかを満たしたものとし、補助限度額は30万円とする。 ・三好市内に、住宅においては自らが所有する住宅であること、店舗・事務所は物件所有者であること。 ・設計、製材もしくは施工、製材どちらかを、三好地域木造住宅推進協議会の会員である業者が行うこと。 ・三好地域で生産された材であり、三好地域の製材所により加工された材とすること。 ・過去にこの事業による補助金の交付を受けたことがない者。

項目	概要
都道府県	徳島県
市区町村	那賀町
問い合わせ先	林業振興課
担当部署	林業振興課
電話番号	0884-62-1175
事業名	木づかい住宅等支援事業
事業の概要	<新築、改修、増築> 【補助額】 上限140万円(1㎡あたり5万円上限) 【補助要件】 ・那賀町に住所を有する者。 ・那賀町産材を用いて、那賀町内の大工、工務店又は建築業者に発注する物件

項目	概要
都道府県	徳島県
市区町村	神山町
問い合わせ先	産業観光課
担当部署	産業観光課
電話番号	088-676-1118
事業名	神山町産材使用住宅新築等補助金
事業の概要	<新築(町内)> 【補助額】 上限60万円(1㎡あたり3万円上限) 【補助要件】 ・「神山町産材認証制度」木材を使用 ・神山町内において住宅の新築を行う場合に着工前の申請に対して工事完了後に補助金を支出 ・補助対象者は神山町民 ・延床面積が33㎡以上、町産材の使用量5㎡以上 <新築(町外)> 【補助額】 上限30万円(1㎡あたり1.5万円上限) 【補助要件】 ・「神山町産材認証制度」木材を使用 ・神山町外において住宅の新築を行う場合に着工前の申請に対して工事完了後に補助金を支出 ・補助対象者は神山町内外に住所を有する者 ・延床面積が33㎡以上、町産材の使用量10㎡以上 <増改築(町内)> 【補助額】 上限30万円(1㎡あたり3万円上限) 【補助上限】 ・「神山町産材認証制度」木材を使用 ・神山町内において住宅の増改築を行う場合に着工前の申請に対して、工事完了後に補助金を支出 ・補助対象者は神山町民 ・延床面積が10㎡以上、町産材の使用量1㎡以上

項目	概要
都道府県	徳島県
市区町村	海陽町
問い合わせ先	産業振興課
担当部署	産業振興課
電話番号	0884-73-4161
事業名	海陽町 町産材活用住宅等建築推進事業補助金
事業の概要	<新築、増築> 【補助額】 上限100万円(1㎡あたり5万円上限) 【補助要件】 ・町産材を主要部材の80%以上使用し、かつ住宅部分の床面積が50㎡以上の木造専用住宅、又は延べ床面積1/2以上を住宅が占める店舗又は事務所併用住宅、及び床面積が30㎡以上の増築、附属家、倉庫、店舗 ・耐震基準を満たしている建物 ・海陽町内に事業所を有する法人、または海陽町に居住している(または居住を予定している)人が、居住等に使用するために建築した建築物

項目	概要
都道府県	徳島県
市区町村	東みよし町
問い合わせ先	産業課
担当部署	産業課
電話番号	0884-79-5339
事業名	三好地域木造住宅推進事業補助金
事業の概要	<新築> 【補助額】 上限200万円 【補助要件】 ・東みよし町内に自ら居住するための木造住宅を新築する者であること。 ・住宅部分の床面積が80㎡以上、280㎡以下であること。 ・床・壁・天井に断熱材を使用した内容と同等以上の断熱性能を有している住宅であること。 ・大引き、根太、管柱、通柱、小屋束、母屋、小屋垂木、野地板、間柱、野縁については三好産材を使用すること。 ・構造上主要な柱(通柱及び隅柱)及び土台の寸法を10.5cm角以上とすること。 ・床下の湿気対策のため、厚さ6cm以上のコンクリートを打設した住宅、またはこれと同等以上の性能を有すると認められた住宅であること。 ・設計は、三好地域木造住宅推進協議会の会員である設計業者が行うこと。また、同一会員が設計、施工、製材を兼務できない。 ・施工は、三好地域木造住宅推進協議会の会員である施工業者が行うこと。 ・製材は、三好地域木造住宅推進協議会の会員である施工業者が行うこと。 ・過去にこの事業による補助金の交付を受けたことがない者。 <改修> 【補助額】 上限30万円(1㎡あたり5千円上限) 【補助要件】 ・居室の内装または外装(床・壁・天井・軒天等)の見えがかり部分に使用する木材の面積に対して1㎡当たり5,000円とする。 ・改修工事に使用した木材費の4/5を補助額とする。 ・以上のどちらかを満たしたものとし、補助限度額は30万円とする。 ・東みよし町内に、住宅においては自らが所有する住宅であること、店舗・事務所は物件所有者であること。 ・設計、製材もしくは施工、製材どちらかを、三好地域木造住宅推進協議会の会員である業者が行うこと。 ・三好地域で生産された材であり、三好地域の製材所により加工された材とすること。 ・過去にこの事業による補助金の交付を受けたことがない者。

項目	概要
都道府県	香川県
市区町村	
問い合わせ先	
担当部署	環境森林部森林・林業政策課
電話番号	087-832-3464
事業名	かがわ県産ひのき住宅助成事業
事業の概要	県産材の認知度向上と利用促進を目的として、香川県産のヒノキ材を住宅に使った際に、県産材購入の助成を行う。 ○補助対象者 ・県内に自ら居住するために木造住宅の新築、増築、改築またはリフォームを行う施主の方 ・「認証ヒノキ材」を使用した木造住宅を新築し、モデル住宅として1ヶ月以上の期間で最低8日間公開する、県内に本社事業所を有する工務店等 ※「認証ヒノキ材」とは、香川県産木材認証制度運営協議会（以下「協議会」という。）が「香川県産木材認証制度実施要領」に基づいて認証したヒノキ材をいう。 ○補助金額 認証ヒノキ材購入助成・・・「認証ヒノキ材」1立方メートルあたり1万円及び「認証ヒノキ材」の内装材使用量1平方メートルあたり3千円 特別加算・・・・・・内装材を除き、10立方メートルを超える「認証ヒノキ材」1立方メートルあたり4万円 展示用品助成・・・・・・「認証ヒノキ材」を使用した住宅であることを周知・PRするための展示用品の作成経費、購入経費、賃料等の2分の1以内（モデル住宅の場合） 公開経費助成・・・・・・モデル住宅として一般に公開するために要する謝金や賃料、ハウスクリーニング代等の2分の1以内（モデル住宅の場合） ○上限額 認証ヒノキ材購入助成、特別加算、展示用品助成及び公開経費助成を合わせて、1軒あたり50万円（ただし、内装材は30万円） ○条件 1. 県内に自ら居住するための木造住宅を新築、増築、改築又はリフォームを行うこと。 2. 県税の滞納がないこと。 3. 認証ヒノキ材を3立方メートル以上使用していること又は認証ヒノキ材の内装材使用面積が10平方メートル以上であること。 4. 県内に本社事業所を有する業者が施工すること。 5. 申請年度内の3月15日までに、認証ヒノキ材使用部分の施工を完了すること。 6. 認証ヒノキ材を使用している住宅であることを示し、申請年度の3月15日までに1ヶ月以上の期間で最低8日間モデル住宅として一般に公開すること。（モデル住宅の場合） 7. 県又は協議会が開設する県産木材普及用のホームページ、パンフレット等への住宅写真等の掲載に同意すること。（特別加算の場合） 8. 県又は協議会が行う県産ヒノキのPR事業に協力すること。（特別加算の場合） ※掲載内容は住宅の外観、内観、及び建築中の写真と、所在市町名、施工業者名、県産木材使用量とし、個人が特定できる情報の掲載はしない。 ○予算額 8,500千円

項目	概要
都道府県	香川県
市区町村	
問い合わせ先	
担当部署	環境森林部森林・林業政策課
電話番号	087-832-3464
事業名	木とふれあう空間整備支援事業
事業の概要	病院、店舗、飲食店、観光施設、モデル住宅など、PR効果の高い公的スペースにおける木造施設建設や木質化に要する経費のうち、県産認証木材の購入経費等を助成。 ○補助対象者 ・県内に認証木材等を使用して木造施設建設や木質化をしようとする法人、各種団体、個人事業主、その他知事が適当と認めた者。 ○補助金額 ・認証木材等の購入経費及びこれらの施設に設置する認証木材等を使用した木製備品等購入経費の1/2以内 ・上記に加えて、モデル住宅(住宅展示場内)建築の場合のみ、認証木材のPR経費の1/2以内 上限額:100万円 下限額:木造施設建設 60万円、木質化・モデル住宅(住宅展示場内)建築 30万円 ○条件 ・取組の内容が、県産木材のPR効果が高いと知事が認めるものであること。 ・補助金交付決定日以降に着工するもの。ただし、すでに着工している建築物について、本事業を活用しその一部の木質化等に取り組む場合は、補助金交付決定日以降県担当者により当該木質化等に未着工であることの現地確認を受け、確認後、着工するものとする。 ・補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間は、補助対象施設の交付申請時における目的を変更又は終了しない計画であること。 ・本事業以外の補助金の受給がある場合、補助金の交付対象に重複がないこと。 ・本事業実施中及び終了後の施設において、認証木材等の利用を示す表示を行うこと。 ・政治的又は宗教的活動に資すると認められるものでないこと。 ○予算額 2,200千円

項目	概要
都道府県	愛媛県
市区町村	
問い合わせ先	
担当部署	農林水産部 森林局 林業政策課木材流通戦略係
電話番号	089-912-2589 (係直通)
事業名	えひめ材の家づくり促進支援事業「柱材プレゼント」
事業の概要	木材の最大の需要先である民間住宅に対して、良質な県産柱材または県産森林認証柱材を無償で提供し、安全で安心できる木造住宅の建築を推進することにより、県産材の需要拡大を通して、森林林業の再生を図ろうとするもの。 ○予算額: 51,538千円 ○助成条件: 県内において、自らが5年以上使用するために建築する住宅等 : 地域材を主要部材に概ね80%以上使用 : 森林認証材の補助は上記地域材の条件に加えて、通柱、管柱に森林認証材を概ね80%以上使用 : 完成後、アンケートに答えるなど3年間のモニター協力ができる住宅等 等 ○助成内容: 県産材の柱材(日本農林規格)1棟分(64本以内)を無償提供(179千円を上限) ・梁、桁について、県産材を100%使用した場合、上乗せ助成あり。 ・延べ床面積160㎡かつ浴室、便所、調理室、玄関のうち2つ以上が複数設置されており、2世帯住宅の要件を満たす場合、上乗せ助成あり。 ・CLTを使用した場合、上乗せ助成あり。

項目	概要
都道府県	愛媛県
市区町村	
問い合わせ先	
担当部署	土木部 道路都市局 建築住宅課 地建物指導係
電話番号	089-912-2758 (係直通)
事業名	愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金交付制度
事業の概要	木造住宅の建設促進と地域材の利用拡大を目的とし、自らの居住のために、住宅の主要部材(土台、柱、梁等)に50%以上の地域材を使用した一戸建て住宅を新築又は購入する者に、最長5年間の利子補給を行う。 ○予算額: 120,368千円 ○助成条件: ・地域材を住宅の主要部材に50%以上利用 ・住宅部分の床面積が75㎡以上 ・県内に事務所のある施工業者により建設 ・在来工法又は枠組工法により建設 ・指定金融機関の融資を受ける者 ○利子補給率(借入金利の利率が以下の適用利率を下回る場合は、借入金利の利率が適用金利となる。) 地域材利用率50%以上70%未満: 基本融資額(上限800万円)の残元金に対して年1.0%以内 地域材利用率70%以上90%未満: 基本融資額の残元金に対して年1.2%以内 地域材利用率90%以上: 基本融資額の残元金に対して年1.4%以内 ※三世代が同居する場合、上記基本融資額分において、利子補給率を0.2%上乗せする。 えひめ優良木造住宅加算額(上限500万円)の残元金に対して年1.5%以内 ○木材利用証明方法: 地域材の利用状況について、(一社)県木材協会が現場確認を行い、証明書を交付する。

項目	概要
都道府県	岡山県
市区町村	津山市
問い合わせ先	0868-32-2078
担当部署	農林部森林課
電話番号	0868-32-2078
事業名	津山市地域材利用促進事業補助金
事業の概要	地域材の積極的な利用を促進することにより、市内の林業の振興と地域経済の活性化を図るため、県産森林認証材を使用して建築物の新築又は改修を行う者に補助金を交付するもの。 ○予算額 53,850千円 ○補助額 県産森林認証材1㎡あたり8万円 (乾燥・製材・納材業者が全て市内業者の場合:上限額80万円、乾燥・製材・納材業者のうち、いずれかが市外業者の場合:上限額50万円) ○助成条件 ・津山市内に立地する、県産森林認証材を使用して新築又は改修される建築物であること ・使用する県産森林認証材の材積が1㎡以上であること ・新築又は改修を行う建築関連業者が市内に活動拠点を置いていること 等 ○融資・利子補給 フラット35(地域連携型)の利用可能。 ○木材利用証明方法 県産森林認証材使用証明書・納材証明書の提出 ○上乗せ 三世帯で居住する場合は上限額30万円、市外から市内へ定住する場合は上限額50万円の上乗せ補助制度あり(三世帯世帯居住促進補助金と木づかい定住促進対策補助金の併用は不可)。

項目	概要
都道府県	岡山県
市区町村	美咲町
問い合わせ先	電話:0868-66-1118 メールアドレス:sangyou@town.okayama-misaki.lg.jp
担当部署	産業観光課
電話番号	0868-66-1118
事業名	新築木造住宅普及促進事業
事業の概要	岡山県産材を活用して町内に新築の木造住宅を建てる際に助成し、移住・定住を促進する。 ・予算額 :4,000千円 ・助成条件:岡山県産利用率70%以上の延べ床面積66㎡以上の住宅を新築する場合に助成。 ・助成内容:一戸あたり25万円 ※町内の建築業者の施工か、町内の岡山県木材業者等登録簿に登録のある業者から納入した県産材を使用した場合は25万円の上乗せ ・木材利用証明方法:棟上時の現地確認、納材業者から県産材・納材証明書の提出を求める

項目	概要
都道府県	高知県
市区町村	
問い合わせ先	林業振興・環境部 木材産業振興課 需要拡大担当 tel:088-821-4592
担当部署	木材産業振興課 需要拡大担当
電話番号	088-821-4592
事業名	こうちの木の住まいづくり助成事業
事業の概要	予算額: 86,750千円 ((一)53,785千円、(国)32,965千円) 補助対象経費: 新築による木造住宅を取得するための経費、内装木質化に要する経費、リフォームの経費のうち、高知県内産乾燥木材の購入に要する経費 補助の対象者: 県税の滞納がない者であって、県内に建築される住宅を取得する者(個人に限る)、県内に自ら所有し、かつ居住する住宅のリフォームを行う者(個人に限る) 補助の条件: (1)高知県内に建築する住宅又は高知県内に存在する既存住宅であること。 (2)延べ面積の過半の用途が住宅であること。 (3)新築、増築の場合、基本部位に高知県内産乾燥木材を材積の80%以上使用すること。 リフォームの場合、リフォーム工事部分に高知県内産乾燥木材を使用すること。 内装木質化の場合、内装化粧仕上材に高知県内産乾燥木材を使用すること。 (4)新築、増築の場合、瑕疵担保責任保険加入住宅又は申請者が自ら施工する住宅であること。 (5)住宅の引渡前又はリフォーム工事完了前に、助成事業申込書受理通知書の交付を受けていること。 補助額:上限額80万円 (1)基本部位、その他の部位に使用する県内産JAS製品:使用量1m3当たり20,000円 (2)基本部位、その他の部位に使用する県内産JAS製品以外:使用量1m3当たり11,000円 (3)内装化粧仕上材:使用面積1m2当たり2,000円 (4)長期優良認定住宅の場合、1棟あたり10万円を加算 (5)児童手当を受ける児童が2人以上いる場合は、(3)で算出された金額を加算 木材利用証明方法: 合法木材供給事業者の記名押印による木材使用明細書兼合法木材証明書 木材の売買等に携わった合法木材供給事業者名簿 補助対象部位の木材の使用状況及び施工状況を確認することができる写真

項目	概要
都道府県	福岡県
市区町村	八女市
問い合わせ先	八女市役所
担当部署	林業振興課総務管理係
電話番号	0943-23-1168
事業名	八女材普及促進住宅資材助成事業
事業の概要	1. 事業の目的 この事業は木造住宅の普及拡大を促進し、八女材の需要拡大を図ることで、八女市林業の発展と木材・木造住宅関連産業の活性化と共に、定住化促進に資することを目的とする。 2. 補助金額: 80万円 3. 採択要件 (1) 申請者が、八女市内に居住するための新築及び増築の木造住宅であること。 (2) この事業の利用は、同一事業施工中において1回が限度であること。 (3) 木造軸組工法を基本とする住宅であること。 (4) 床面積が50平方メートル以上であること。(増築物件の床面積も同様) (5) 八女材の使用量が木材の使用量の70パーセント以上を占めていること。 (6) 年度内に完成(棟上等)確認が可能な住宅であること。 (7) 申請者及び同居する者が、市税、国民健康保険税及び税外徴収金を滞納していないこと。 4. 予算額: 4800万円

項目	概要
都道府県	福岡県
市区町村	八女市
問い合わせ先	八女市役所
担当部署	林業振興課総務管理係
電話番号	0943-23-1168
事業名	八女材普及促進住宅資材助成事業推進事業
事業の概要	1. 事業の目的 木造住宅の設計並びに施工業者による積極的な取り組みを促すことにより、八女材普及促進住宅資材助成事業が効果的に推進することを目的とする。 2. 補助金額 1件の事業における設計及び建築施工につき、それぞれ5万円を補助します。 3. 採択要件 (1) 八女材普及促進住宅資材助成事業で交付決定を受けた事業の設計又は建築施工したもの。 (2) 八女市内の設計業者及び建築施工業者(以下「建築業者」という。)であること。 (3) 推進補助金の交付を受けようとする建築業者が、市税、国民健康保険税及び税外徴収金を滞納していないこと。 4. 予算額: 600万円

項目	概要
都道府県	佐賀県
市区町村	
問い合わせ先	農林水産部林業課林産担当
担当部署	同上
電話番号	0952-25-7133
事業名	佐賀県ふるさと木材利用拡大推進事業
事業の概要	○木造住宅の新築 対象者:木造住宅施主、住宅購入者 補助額:30万円／棟 助成条件: ・県内に自らまたは家族が居住するために新築する一戸建ての木造住宅であること。 ・構造耐力上主要な部分(基礎及び基礎杭を除く)の内、土台、柱(間柱を除く。)、横架材(桁、梁類)、斜材(筋かい、火打材類)、小屋組(小屋束、棟木、母屋、垂木類)の部分の木材使用量のうち、県産木材を体積比で60%以上使用すること。 かつ、外装又は内装に県産木材を10平方メートル以上使用すること。 ・佐賀県産木材地産地消の応援団が施工又は設計する住宅であること。 ・使用する木材については、合法木材及び県産木材の証明ができること。 ・令和6年12月31日までに工事が完了する住宅であること。 ・県税に未納がないこと。 ○リフォーム 対象者:リフォーム施主 補助額:20万円／棟 助成条件: ・県内に自らまたは家族が居住するための住宅(賃貸を除く。)、もしくは県内にある非住宅にかかるリフォーム(改築、増築、修繕、模様替え等)であること。 ・事業費が500千円以上の工事 ・外装又は内装に県産木材を現しとして20平方メートル以上使用すること。 ・佐賀県産木材地産地消の応援団が施工又は設計する住宅等であること。 ・使用する木材については、合法木材及び県産木材の証明ができること。 ・令和6年12月31日までに工事が完了する住宅等であること。 ・県税に未納がないこと。

項目	概要
都道府県	熊本県
市区町村	
問い合わせ先	農林水産部森林局林業振興課
担当部署	くまもと木材利活用推進班
電話番号	096-333-2448
事業名	くまもとの木を活かす木造建築物等推進事業
事業の概要	事業期間:R6 予算額:27,687千円 ●住宅等への県産木材提供事業 木造住宅並びに公共性の高い建築物の新築および増改築を行う場合、建築に必要な木材の一部について、県産木材の提供を行う。 【補助対象】県内に事業所を置く工務店等 【募集戸数】 ・一般住宅 80棟 ・三世代住宅 12棟 ・伝統構法による住宅 5棟 ・事業所 1棟 【補助上限(1棟当たり)※相当額の県産材を提供】 ・一般住宅 189千円 ・三世代住宅 252千円 ・伝統構法による住宅 252千円 ・事業所 567千円 ●県産緑化木提供事業 上記の県産木材の提供を受ける工務店等に、併せて緑化木の提供を行う。 【補助上限(1棟当たり)※相当額の緑化木を提供】 ・一般住宅 12千円 ・三世代住宅 20千円 ●顔の見える木材での家づくり事業 県産材提供を行う工務店等のうち、施主を山に連れていく産地見学会等の実施を希望する者を支援する場合に補助を行う。 【補助対象】県内に事業所を置く工務店等 【募集件数】1件程度 【補助上限】500千円

項目	概要
都道府県	熊本県
市区町村	
問い合わせ先	農林水産部森林局林業振興課
担当部署	くまもと木材利活用推進班
電話番号	096-333-2448
事業名	都市の木造化推進モデル事業
事業の概要	事業期間 令和6年度 予算額 5,000千円 【内容】 県産材を使った他施設のモデルとなる非住宅・民間木造建築物の整備等に対する支援 【実施主体】 建築主となる民間事業者 【補助対象物件】 次の各号に掲げる要件の全てに該当するもの (1)構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の概ね5割以上に木材及び木質材料が使われた建築物であること。また、補助対象とする部分に使用する木材使用数量(材積)の5割以上が県産材であること。 (2)階数が3以上(地階を除く)かつ延べ面積が300㎡を超えるものであること。 (3)住宅以外の民間建築物で、不特定の者の利用又は特定多数の者の利用に供するもの。 (集会場、病院・診療所、ホテル、旅館、飲食店、児童福祉施設、学校、体育館、図書館、店舗、事務所等) (4)多数の利用者等に対する木造建築物の普及啓発に係る取組として、現場見学会等の実施や炭素貯蔵量の表示、情報公開への協力等、実施要領に定める要件の全てを満足するものであること。 【補助対象経費・補助額】 補助対象建築物の整備等に要する経費のうち、下記の経費とする。なお、補助金額は補助対象物件1件当たり500万円を上限とする。 ・実施設計費(対象経費の1/2以内) ・工事費(定額) ・普及啓発費(50万円以内) ※その他、詳細は熊本県HPを確認いただくか、上記問い合わせ先までお尋ねください。

項目	概要
都道府県	宮崎県
市区町村	
問い合わせ先	山村・木材振興課みやざきスギ活用推進室
担当部署	木材利用拡大担当
電話番号	0985－26－7156
事業名	ゼロカーボン社会に貢献する「みやざき材」普及促進事業
事業の概要	事業期間 令和5～7年度 予算額 3,256千円 1.「みやざき材の家」普及促進支援事業 ・対象先 主に県内の木材供給事業者から木材を調達している、県内に本社を有する工務店等や、みやざき材を積極的に活用した産直住宅の建築に取り組む産直団体 ・助成条件 産直団体は次のいずれも満たすものとする。 ア 県産材活用住宅の建築又は県産材の利用拡大に取り組む3社以上の企業・団体が規約等を定め構成する者であること イ 産直団体の事務局は県内に所在し、かつ、県産材は構成員のうち県内に本社を置く企業・団体が供給していること ・補助対象経費 次に掲げるみやざき材を活用した住宅を普及させるためのPR活動に要する経費の3分の1の額以内で、20万円を上限とする。ただし、産直団体は40万円を上限とする。 ア 住宅建築希望者を対象としたみやざき材を活用した住宅の見学会の開催 イ 広告、イベント等によるみやざき材を活用した住宅の魅力を発信する広報活動 ・木材利用証明方法 県産材等使用証明書を徴求する。(木材配給事業者が作成するもの) 2.「みやざき材の家」情報発信事業 ・概要 一般消費者を対象とした県産材住宅フェアの開催や、宮崎県産材を積極的に活用した住宅の建設に取り組む工務店等の登録制度、みやざき材炭素貯蔵量認証制度の運営を行う。

項目	概要
都道府県	鹿児島県
市区町村	屋久島町
問い合わせ先	屋久島町役場
担当部署	産業振興課
電話番号	0997-43-5900
事業名	島内産材需要拡大対策事業
事業の概要	【助成対象】 ■木造住宅等の建築 【助成内容】 ■補助金15,000円/㎡とし、40万円を上限 【助成要件(申込資格)】 ■構造材に屋久島産材(認証された製材品)を80%以上使用して住宅等を新築する大工・工務店 ■屋久島産材(認証された製材品)を5㎡以上使用して住宅等を増改築する大工・工務店